

平成二十二年三月

平成二十一年度國學院大學文學部共同研究「近世における前期国学の史的研究」成果報告書

荷田春満 和書真偽考

享保八年 羽倉信名日記

研究代表者 文學部教授 根岸 茂夫

諸向ヨリ御用達候
御書物之覧

●本朝世記 一冊

右尾張中納言殿ヨリ上ル内

山城風土記

一冊

山城風土記

一冊

伊勢風土記

一冊

尾張風土記

一冊

丹後風土記 一冊

右北野ヨリ上ル内

伊賀風土記 一冊

右藤堂和泉守ヨリ上
大膳少佐
大膳少佐
大膳少佐

甲斐風土記 一冊

淡海風土記

品野風土記

一冊

右松平伊賀守ヨリ來

一冊

諸向ヨリ御用不至

由年也

日本後國風土記

一冊

同

同

國名風土記

一冊

同

武藏風土記

一冊

同

武佐志風土記

一冊

目 次

研究の計画と概要	根岸 茂夫	1
解題	谷川 愛	5
享保八年 羽倉信名日記		
史料 享保八年 羽倉信名等位階昇進願書	根岸 茂夫	
解題	谷川 愛	
羽倉信名の官位昇進をめぐる動向		
羽倉信名の蹴鞠入門にまつわる諸史料について	谷川 愛	
稲荷村における百姓の存在形態	宮部 香織	
解題	根岸 茂夫	
史料 享保八年 羽倉信名等位階昇進願書		
羽倉信名の官位昇進をめぐる動向		
羽倉信名の蹴鞠入門にまつわる諸史料について		
稲荷村における百姓の存在形態		

榎本

博

57

宮部

香織

51

谷川

愛

46

根岸

茂夫

13

研究の目的と概要

研究代表者 根岸茂夫

本研究は、荷田春満（一六六九—一七三六）に代表される「前期国学」が、近世学問の形成に果した役割や位置づけのみならず、近世の文化や社会・政治にも大きな影響を与えていたことを、歴史学的に検討を加えて明らかにする。荷田春満を中心とした前期国学の実態は、『新編荷田春満全集』の編纂、平成十五～十八年度科学的研究費補助を受けた「近世国学の展開と荷田春満の史料的研究」（課題番号一五三一〇〇八六）、平成十九・二十年度國學院大學特別推進研究「近世における前期国学の総合的研究」によって新たにさまざまな事実が解明された。

荷田春満が、「唐ハ聖人ノ国、日本ハ神ノ国ト云ハ、却ツテ小サキ了簡」と主張して、和漢の学問を積極的に取り込もうとする総合的な学問体系を構想していたこと、八代将軍徳川吉宗の文教政策に協力して古書や漢籍の調査蒐集に当たり、律令の研究を命じられ、幕府儒者林鳳岡が判らなかつた漢籍を解き明かして吉宗に報告していたこと、歴史的に武家政権を批判する思想をもつていた、などである。これらの事実は今まで注目されておらず、春満が、本居宣長以降とは異なり、和漢の総合的な学問の中で、日本の歴史・文化・伝統を追求しようとした「総合的人文学」ともいうべき学問を目指していたことを示している。

本研究の目的は、春満の学問の検証・解析を進めることによつて、わが国における総合的人文学の萌芽を十七世紀後期から十八世紀の近世前期国学の中に探求することにある。これらが解明されたのは、京都市伏見区の東丸神社所蔵「東羽倉家文書」（荷田春満の生家の旧蔵史料）約七

八〇〇点の史料調査の成果であり、この史料調査を続ける事によりさらには新たな事が発見されるのは確実である。本年度は、春満の実弟で伏見稻荷の御殿預りであった下田師古などを介した享保改革の文教政策と春満の史料を調査し、江戸から伏見に戻った春満の活動と、春満の弟子で幕府の書物奉行であつた下田師古などを介した享保改革の文教政策と春満の学問との関係を検討する。

春満は元禄十三年（一七〇〇）江戸に下向したのち五度にわたり下向し江戸に二十年近く滞在しているが、享保七年三月に幕府の乞いにより下向し、翌年まで江戸に滞在した。翌八年伏見に帰り、以後この地で生涯を終える。享保八年の弟信名の日記から、前期国学が江戸幕府の文教政策や近世の文化のなかで果たした役割を検討していく。さらに、「東羽倉家文書」の検討を通じて春満を支えた伏見稻荷社の御殿預り羽倉家（東羽倉家の活動も考察していく。

その方法として第一に、学内で研究協力者・大学院生とともに享保八年『羽倉信名日記』及び現地調査で発見された関係史料の輪読・翻刻・考査の研究会を、以下の参加者によつて開催した。

文学部教授

文学部准教授

研究開発推進機構准教授

研究開発推進機構P.D.研究員

伝統リサーチセンターP.D.研究員

神道文化学部資料室員

東海大学文学部兼任講師

東京大学総合研究博物館特任助教

谷川 愛

大学院文学研究科史学専攻期課程 榎本 博

大学院文学研究科史学専攻後期課程 川村由紀子

大学院文学研究科史学専攻前期課程 張 維珊

文学部聴講生 石岡康子

特に日記の輪読にあたって、本文の翻刻を主に担当し報告等の成果をまとめたのは谷川氏、報告を担当し注などの原稿を作成したのは谷川・早乙女・渡邊・宮部・榎本の各氏である。研究会における報告のうち、谷川・宮部・榎本氏がまとめた考察を本書に掲載した。

第二に、現地調査に重点を置き、京都市伏見区の東丸神社所蔵の「東羽倉家文書」調査を平成二十一年十一月十八日から二十一日に実施し、関係史料をデジタル撮影して電子媒体に保存し、同時に原史料を実見し精査した。また戦後一度も公開されなかつた史料を、東丸神社のご好意により調査を許された経緯から、史料調査とともに史料の点検と保存措置も行つた。根岸・吉岡・松本・堀口・早乙女・谷川・榎本の七名が参加した。

調査にあたつては、享保八年『羽倉信名日記』の原史料確認とともに享保期前後の史料に注目した。また春満が幕府から委嘱された古書収集と、書物奉行下田師久との関係を物語る春満自筆『和書真偽考』を精査し、従来の翻刻が必ずしも正確ではないことを確認した。そのため正確を期して本書に掲載した。翻刻・解題は谷川氏が担当した。検討の結果、成立時期について、従来の説が誤っていることも考察している。

本書は、以上の研究・調査の一部を成果報告書としてまとめたものである。成果報告の刊行にあたり、「東羽倉家文書」の調査に多大の御支援を賜り、史料掲載を快く許可していただいた東丸神社宮司松村準二氏御

夫妻に改めて深謝の意を表わし、この研究に共同研究費を使用することを認めていただいた國學院大學文学部に、お礼を申し上げる次第である。

史料翻刻凡例

史料翻刻に当たつては近世一般の史料集に準じて、以下のようにした。

一 漢字は常用漢字を基本とし、その他の漢字は旧字とした。平仮名・片仮名はそのままとし、変体仮名は平仮名に改めた。ただし助詞の江・

而是、漢字で示した。合字は現行の仮名に直した。

二 近世慣用の文字はそのままとし、誤字・脱字などは該当の文字の右

傍に()でその旨を示した。

三 朱書きは『 』で括つた。

四 欠字は一字あけ、平出は二字あけた。

五 虫損などで文字が不明な場合、字数を□で示し、不明な箇所は「 」で示した。

六 抹消・訂正は、抹消部分を【 】で括り、その下に訂正の文字を()で示した。

七 付箋・異筆などは「 」で括り、その上に(付箋)・(異筆)などと注記した。

荷田春滿 和書真偽考

解題

谷川 愛

はじめに

荷田春満は享保七年（一七二二）三月十五日、参宮を理由に京都を出立、翌八年五月まで江戸に滞在した。本報告書掲載の『羽倉信名日記』五月十六日条には、春満の語った内容として、享保八年三月九日より五月十五日まで、幕府の御用を務めたとある。その詳細として、將軍徳川吉宗の上意により、有職古実に関する質問に対し、側用人有馬氏倫の取次で、高家中条信実邸において中条と奥祐筆下田師古へ答えた。その後も下田と隔日に参會し、御文庫に納められている諸国から献上された旧記・和書について残らず邪正を吟味した。また奥小納戸の大嶋以興へも三度対話し、古実書籍についてその疑問に答えたと春満は述べている。

京都へ戻った後にも、少なくとも一度にわたり書物の鑑定を行つたことかがわかつてゐる。一度目は『羽倉信名日記』の享保八年十月二十四日条および晦日条から、京都所司代が江戸に送る書物の真偽吟味をしている。もう一度は『幕府書物方日記』¹の享保九年三月二十七日条および八月二十五日条により、『類聚二代格』の鑑定を行つたことが知られている。

現在京都市伏見区の東丸神社に所蔵されている『和書真偽考』（A—一—

一一—四二（三二））は、本紙の料紙は楮紙であり、巻子に仕立られている。巻子の法量は、縦一四・四糢、全長二二一・四糢である。外題として「和書真偽考」および「羽倉信義所蔵」の二種の付箋が貼られている。表紙は絹、表紙見返しには銀色の紙が貼られている。玉池には金銀の装飾が施されており、煌びやかな印象を受ける。

一、神道大系本との比較

まず、東丸神社所蔵本と神道大系本とでは、一見して両者に決定的な違ひがみられる。すなわち、神道大系本では「諸向ヨリ上リ御用達候御書物之覚」より始まり、京都所司代松平伊賀守がもたらした風土記十一冊を挙げた後、「右和書真偽考」として終わっている。しかしながら、東丸神社本には「右和書真偽考」という一文は無く、その後に続けて、「諸向より上り御用ニ不達御書物之覚」として二十三部（二十六冊一巻）が挙がつてゐる。神道大系本により、從来荷田春満は幕府において御用に達するとされたもののみ真偽の鑑定していたと考えられていたが、實際には御用に達しないと一旦不採用になつた書物についても、春満が鑑定を行つたことを示しているのである。

さらに、神道大系本においては補註に「判定文は朱書」とあり、春満の真偽鑑定が朱書であることは記されているものの、抹消などは明記していない。例えば最初の『本朝正記』では、神道大系本は「正記を見し事無御座候故是非ハ難申上候」とあるが、東丸神社本は「文体ハ宜敷相見候得共」正記を見申候事無御座候故、是非ハ難申上候」とある。最初の「文体ハ宜

「敷相見候得共」が抹消されているが、このことについては記されていない。抹消部分を正確に示すことは、春満の鑑定過程を解明することにつながり、重要なことであると考える。「見し事」は「見申候事」の誤記である。神道大系本には他にも誤記が散見する。全てを列挙はしないが、人名の誤記のみ挙げると、岡大庵は岡文庵の誤り、『為政錄』と『法曹類林』を献上したのは松平伊賀守ではなく、松平加賀守の誤記である。

また、跡部海翁より献上された『民部省因張風土記』の記載では、神道大系本に「偽書 同前 内ノ奥書ニ残冊之内と有之」とあるが、このうち「偽書」は東丸神社本をみると、抹消されていることがわかる。一方、岡文庵から献上された『常陸風土記』は、「是ハ正記と相見申候」とのみ記されているが、東丸神社本ではその後続けて、「【乍然古書ニ引候文句不相見候故】（得共）『少疑し【く奉存候】（き儀御座候間）追而御吟味被 仰付可然奉存候』」と記されており、朱書で「乍然古書ニ引候文句不相見候故」とある部分を墨で消し、「得共」と訂正し、続けて朱書で「少疑しく奉存候追而御吟味被 仰付可然奉存候」と訂正したが、「く奉存候」を朱書で「き儀御座候間」と訂正している。ここから、神道大系本では脱落している部分があることが明白である。

このように、神道大系本では「諸向より上り御用ニ不達御書物之覧」以降が掲載されていないこと、誤記や抹消部分の不正確さが散見することが顯著である。そのため、本報告書では東丸神社所蔵本の『和書真偽考』を新たに翻刻掲載したものである。

一、『和書真偽考』の成立

次に、『和書真偽考』の成立時期について考察していく。三宅清氏は『荷田春満の古典学』³のなかで、信名の家記享保八年十月二十四日条を引用

し、その後の補註に、「春満が書籍鑑定を行つた具体的業績としては、『和書真偽考』がのこつてゐる。無窮会所蔵の一部の写には、初に「諸向ヨリ上リ御用達候御書物之覧」として三十二部五十冊の書籍の正記偽書を弁じ、奥に「右松平伊賀守ヨリ來」とある」と記載している。また、菟田俊彦氏が校注を施した神道大系本では、『和書真偽考』の成立年代は享保八年として備考で「本書の成立は『荷田信名家記』の享保八年十月廿四日及び十月晦日の前掲記事によつて知り得る」としている。何れも明言はしていないものの、あたかもこの『和書真偽考』が享保八年十月に成立したかのように書かれている。

菟田俊彦氏は自身の論著⁴では、より明確に述べている。やはり信名の家記により、「京都所司代松平伊賀守忠周から春満に対し御用向の示談があるとの達しによつて」、享保八年十月二十四日に春満自身出京し、さらに同月晦日にも所司代へ出向いていると紹介した後、続けて『和書真偽考』は、この時の答申書の控と推定されるもので、春満が帰京後最初に手がけた和書の考勘である」と結論づけている。

また、吉岡孝氏も佚書探索令の内容を明らかにするなかで、「享保八年十月晦日、京都所司代から提出された書物の鑑定を行つた荷田春満の記録『和書真偽考』」と説明している⁵。

以上のように先学の研究ではいづれも、『和書真偽考』の成立は享保八年十月と考えられてきた。しかしながら、『幕府書物方日記』をみると、『和書真偽考』収載の書物のうち前半の「諸向ヨリ上り御用達候御書物之覧」は、基本的に享保八年五月二日条で「諸向より上り、御用ニ達候内」として御側取次御用の有馬兵庫頭氏倫へ差し出したものである。この五月三日条には、最初の本朝世記の右上に合点が振られており、頭注で「此点より末三十一点、五月十一日下ル」とある。すなわち、これらの書物は五月十

一日までに御用が済んで書物方へ戻つてきている。

また、「諸向より上り御用ニ不達御書物之覚」も『幕府書物方日記』享保七年四月朔日条で「火中ニ成候積リ之書物」とされたものや、その後献上されて不用分とされたものである。

一方、本報告書に掲載した『羽倉信名日記』享保八年六月十六日条をみると、「去年諸國ヨリ差上候旧記・和書之義、御文庫之御本共不残邪正吟味可仕旨被為仰付、悉拝覽之上、東丸公存分之通正誤之義被申上候処、誤書之分林大学頭殿御戻し被仰付候由也」とある。去年つまり享保七年に諸国から提出された旧記・和書の邪正を吟味するよう命ぜられ、悉く拝覽したうえで、春満が思うまに正誤を申し上げたことが、春満から語られた内容として信名が書き留めている。また、同条には「則雲平殿へ三度迄対話有之、古実書籍之義等御不審共一々御返答被申上、段々御書籍等之義ニ付御用之義被為仰、三月中上京之筈ニ候処、五月十五日迄御用被相勤、五月十六日中条大和守殿^{二而}結構成蒙仰、御暇拝領被為仰出」とある。「雲平殿」は小納戸の大嶋以興を指す。春満は大嶋以興と故実や書籍についての問答を三度にわたり行い、徐々に書籍に関する御用を仰せられることになり、五月十五日まで御用を勤め、翌十六日に御暇をもつたということである。同年五月十七日の奥右筆下田幸大夫師古（享保八年十一月二十三日、書物奉行）より春満へ宛てた書状⁶にも、「貴様御事御暇乞御礼旁雲平殿江御越可被成と御申候由」とあり、この時期に江戸での御用を終えたことは確実であろう。

前述の『幕府書物方日記』や『羽倉信名日記』から判断するに、『和書真偽考』の成立は従来の研究のように享保八年十月ではなく、享保八年六月十一日から十五日の間に成立した可能性が高いと言えよう。

註

1 『幕府書物方日記』四、大日本近世史料、東京大学出版会、一九六七年。以下特に注記しない限り『幕府書物方日記』の引用は同書による。

2 『荷田春満』、神道大系論説編「十三、復古神道（一）、菟田俊彦校注、神道大系編纂会、一九八三年、五五九—五六五頁。

3 三宅清『荷田春満の古典学』第一巻、一九八〇年、五八頁。引用部の旧字は常用漢字に直した。

4 菅田俊彦「羽倉斎荷田東麻呂（春満）による和書考定について」、『神道古典研究会報』六号、一九八四年、一〇八—一一四頁。

5 吉岡孝「享保期和学御用の再検討」、『國學院雑誌』第一〇七卷第十一号、國學院大學、二〇〇六年、三四六—三五八頁。

6 全文は根岸茂夫研究代表、『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』平成一五—一八年度科学研究費補助金基盤研究B研究成果報告書、一〇〇七年、（八）頁に掲載。

(外題付等)

「和書真偽考」「羽倉信義所藏」

（

）

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

「

」

風土記

一冊

『無証之書』

一冊

右酒井修理大夫ヨリ上ル内

日本惣國風土記之内
養原郡

遠江風土記

一冊

『偽書』

一冊

御座候、奥ニ残冊十七冊之内と有之』

武藏風土記

一冊

『同前、同断』

右渡辺下総守・黒川丹波守ヨリ上ル内

薦河風土記

一冊

『偽書』

一冊

御座候、奥ニ残冊十七冊之内と有之』

民部省図張風土記

一冊

『偽書』同前、内ノ奥書ニ残冊之内と有之』

右跡部海翁ヨリ上ル内

○常陸風土記

一冊

『是ハ正記と相見申候』

一冊

『乍然古書ニ引候文句不相見候故』

（得共）

『少疑しく奉存候』

（き儀御座候間）追而御吟味被仰付可然奉存候

右岡丈庵ヨリ上

○常陸風土記

一冊

『是ハ新作の書と相見申候、朝廷の事実大概相違も無御座候得共、古

月令とハ被申間敷候、奥書ニ文明年中桃花翁写と有之事不審』

右近藤源次郎ヨリ上

本朝月令

一冊

本朝正記

五冊

『偽書』

一冊

御座候、浅間神社之時代違也』

右松平甲斐守ヨリ上

右斎藤平八郎ヨリ上

伊賀風土記

一冊

丹後風土記

一冊

『偽書』

一冊

紛糾御座候』

（別之書）

御座候

右北野ヨリ上ル内

右藤堂和泉守ヨリ上

伊賀風土記

一冊

『信用しかたく奉存候、大明神の三字其偶ノ古書ニ無之筈也』

甲斐風土記

一冊

『偽書』

一冊

御座候、浅間神社之時代違也』

右松平甲斐守ヨリ上

右斎藤平八郎ヨリ上

○日本新国史

一冊

『同前、【同】（残）冊』

『文体ハ宜敷相見候得共、正記を見申候事無御座候故、是非ハ難申上候』

但馬風土記

一冊

候

日本惣國風土記

一冊

『偽書^{二冊}御座候』

一冊

○令鈔 外ニ目録一通

一冊

『是ハ好御本^{二冊}御座候』

右水戸宰相殿ヨリ上

○伊賀風土記

一冊

『藤堂和泉守』『本』『(より上り候) よりハ古書と相見申候』

○為政錄

十冊

『文体正記と相見申候』

○法曹類林

三卷

『無紛古書と奉存候』

○法曹類林

一冊

右松平加賀守ヨリ上

『正記と相見申候』

右近衛殿ヨリ来ル内

河内風土記

一冊

『偽書^{二冊}御座候、奥書ニ残冊と有之』

摶津風土記

一冊

『同前、【同】（残）冊』

和泉風土記

一冊

『同前、【同】（残）冊』

播磨風土記

一冊

酒井修理大夫より

諸向より上り御用ニ不達御書物之覧

榎原式部大輔より

「日本惣國風土記」

一冊、

稻葉舟後守より

、同

松平陸奥守より

、同

一冊、

- 、国名風土記
菅沼織部より
、同
一冊、
- 土屋左京亮より
、武藏風土記
水野亮岐守より
、同
一冊、
- 岡部藤十郎より
、武佐志風土記
跡部海翁より
、同
一冊、
- 【水野亮岐守】(土屋左京亮)より
【前】、駿河風土記
一冊、
- 岡部藤十郎より
【後】、薦河風土記
土屋左京亮より
、伊賀風土記残篇
水野亮岐守より
、伊賀風土記
林道一より
、山城風土記
同
一冊、
- 尾張風土記
一冊、
- 、伊勢山城風土記
小林十三郎より
、日本記内風土記
『右【十九冊】(之分)ハ御用ニ達不申候、皆先日拝見仕候風土記と同
作之書『御座候』
加茂より
、令鈔
尾張殿より
、同
近衛殿より
、令書鈔
一条殿より
、本朝正記
同
法曹類林
『右【九卷ハ御用ニ達可申候】(之分)先日拝見仕候御本と同書『御
座候ヘハ文字等の校合のため御用ニ達可申と奉存候』
水野亮岐守より
○尾張風土記
一冊、
- (卷子一巻、軸装、一四・四×一三二・四)
— 10 —

享保八年 羽倉信名日記

解題

根岸 茂夫

(羽倉信盛の同母弟である。父信詮を襲いで御殿預りとなつた長兄信友の養子となり、宝永二年(一七〇五)二十一歳で御殿権預りに進み、享保二年兄信友の死去により羽倉家を相続し三十三歳で御殿預りに補任している。御殿預りは、東羽倉家が世襲し、その下の目代を西羽倉家が世襲していた。信名は、宝永二年從五位下に叙任し、享保二年從五位上、本日記の享保八年二月十二日に三十九歳で河内守、享保十年のとき正五位下、元文五年一七四〇從四位下に進んでいた。寛延四年(一七五一)四月二十四日、六十七歳で没した。当時羽倉家の家族は、信名のほか、母智光院・妹べん・嫡男で権預りの信章・娘まさがおり、屋敷内に若党一人・下人二人・下女一人を抱えていた。

実兄の荷田春満は、本日記に「賢兄東丸公」「斎」と記され登場している。春満は、前年からの江戸滞在を経て六月十六日に伏見に到着し、出迎えた人々に幕府の古書収集に関与した経緯を披露した。翌日には、伏見奉行から幕府からの連絡方法について問合せを受けている。また十月二十四日・同三十日には、京都所司代に召しだされ、古書の真偽鑑定の諮問を受けた。本日記には見えないが、この間しばしば和歌会を開催し、『古今浴解評』を著し、『出雲風土記』を校訂するなど、活発に活動している。

本日記は、羽倉信名の御殿預りとしての公務日記であり、近世における稻荷社の動向や御殿預りの職掌がよく窺える史料であるが、著者が最も力を込めているのは、自身の位階昇進の願いについてである。そのため史料として同年の位階昇進願書を掲載した。また、七月四日に飛鳥井雅香に入門して蹴鞠を学んでいる記事は、東羽倉家文書中に関係史料も多く注目される。宮部氏の論考を参照されたい。さらに庄屋・小百姓の出入り、十二月二十九日の稻荷山における縊死事件は、稻荷社・稻荷山と稻荷村の村落構造を考える材料となる。榎本氏の論考を参照されたい。

著者の信名は、羽倉(東羽倉信詮の八男として貞享二年(一六八五)誕生した。母は熊本藩細川家の家臣深尾盛長の女貞子、信詮一男である荷田春満

(改装表紙)
「享保八年
家記

」

三月 八月
四月 九月
五月 十月
正預
下神主

正目代

(原装表紙)
「癸卯享保八年
(以下、破損)

」

(内表紙)

「享保八年

家錄

正預信(花押)

」

(以下、破損)

月番之次第

享保八癸卯年

正月 七月

二月 八月

三月 九月

四月 十月

五月 十一月

六月 十二月

上神主 中神主 上神主 中神主 下神主
本願所 下神主

御祈祷月番

正月 六月 十一月
二月 七月 十二月

上神主 中神主 上神主 中神主 下神主
本願所 下神主

*享保八年の社家は次の通り。下社神主：安田安芸守親實（祓川分家安田家（上久我住）。上社官親當・田中祝親安・大西親盛（春満門人）の実父）、中社神主：大西近江守親友（親盛の養父）、上社神主：安田備後守親冬（下社神主親夏の弟）、御殿預：羽倉主膳信名（二月十三日河内守）、目代：羽倉鑒河信元（同日伯耆守）、以上正官五人。正社主・毛利豊後公広（同日三河守）、正祝：毛利淡路政也（下社禰宜治建の養父、権禰宜・松本讚岐為重（上社祝豊の兄、八月十九日卒去、八月二十九日大西親定補任）、権祝：大西肥前親定（八月二十九日毛利治建補任）、下社禰宜・毛利伊賀治建（同日松本為胤）、中社禰宜・松本丹波為胤（同日安田親當）、上社禰宜・安田越後親當（同日松本高道）、中社祝：松本出羽高道（同日松本家豊）、上社祝：松本織部家豊（権禰宜為重の弟、同日安田親安）、田中社：祝安田大蔵親安（同日祓川若岐親茂）、権御殿預：羽倉民部信章（信名嫡男）、権目代：羽倉内記信舎（目代信元の子）。本願所：愛染寺、住持は龍山（本文中では立山、実名寛盛）。

享保八癸卯

正月大

一朔日辛巳、快晴、今朝之大神供如例自当家調進之、儀式等如例年、終日無事、不能細記、

一二日壬午、雨降、今日之神供如例中神主ヨリ調進之、儀式等如例、予昨夕ヨリ依所勞不參、御鑰権預奉持、目代物御戸ヲ開、内陣之御鑰ヲ正官之輩へ分与、神供畢テ惣戸ヲシメ、閉事目代奉事、畢御鑰ヲ権預受取

退出也、余事如例式。

一 今日花山院¹殿^江昨元旦之大神供之内、御鏡餅・鮒鮓・御箸掛之黒鳥ヲ除御富^{一對}・御札進献之、諸大夫中^江書翰相添遣、如例年御初穂米一斗式升使之者^江御酒・菱花形之餅被下之、前波筑後守^{*2}ヨリ返翰來ル也、一今日例之通下神主^江今晚之謡初之祝義とて下シ物之餅遣之也、今夜下神主亭^{二而}例之通謡初之祝義有之也、予依所勞不能出席、權預信章參会ス、着上下・烏帽子下垂之略体也、神主方ニは今晚之謡初之祝儀下神主之年礼と被申触由也、古記悉謡初と記り、年礼之謂不致所見、年礼之參会二下垂之略体甚難心得服也、

* 1 花山院・藤原常雅。

元禄十三年（一七〇〇）二月三日生、明和八年（一七七二）

二月十一日没、從三位權中納言、二十四歲、白馬節[△]外弁、十一月十八日任權

大納言、同二十七日拝賀着陣、明和八（一七七二）年一月十一日没。（野島寿三郎編『公卿人名大事典』 日外アソシエーツ、一九九四年。以下、公卿の注記は特記しない限り、同書および『公卿補注』による。）

* 2 前波筑後守・前波氏は下級官人、花山院家の家司。

一三日癸未、晴、今日之大神供如例上神主ヨリ調進之、然^而予・目代両官共二依不參御戸之御鑰權預信章奉仕之、惣戸之開閉權預奉之、内陣之御鍵三神主へ分与、神供畢^而權預請取退下仕也、是預家之規模他家不能為競望也、

一 今日神人方四人例之通為年礼來賀ス、おろしもの等如例、予対面之上請禮賀、口祝之熨斗昆布ヲ遣也、

旅所神人生嶋右京・田中久次郎^{*}年礼ニ來、玄関^{二而}申置也、

* 生嶋右京・田中久次郎・御旅所の神人、代々生嶋と田中が奉仕した。正月三日に旅所から年始の挨拶に伺うことが恒例であつたらしい。ちなみに、慶長十九（一六一四）年には、祭礼の敷地をめぐって、旅所神主の田中久大夫と生嶋与介との

間で相論が起つたという（五島邦治氏「稻荷旅所神主について」『朱』三十八号所収）

一 四日甲申、晴、今日如例式事、雜使年礼ニ來ル、正官五人ニテ祝儀之雜煮獻有之也、下し物之ひし花ひら等毎年之通遣之、予対顔上請礼賀也、一五日乙酉、晴、今暁田中社之田地へ權預信章參詣、予依所勞不參、今日例之通御山詣也、下神主より被催之、社中之敷物・手水之真等下神主より出ル也、且旧跡之尻目繩正官五人ヨリ調進之、予不參、權預參詣仕也、一日本願所立山年礼ニ來ル、如例扇子奉本物一本句御祝扇ニ書付持参也、此序ニ今日祝儀ニ晚來參会可仕旨申之也、予依所勞不行、權預參会ス、儀式等如例、

今日於南之大床下神主覲謹曰、一昨五日伯^{*1}殿へ例年之通礼米遣之處、年頭諸礼之義相尋候へハ、追^而依彼方可被申出との事ニ候旨被申之也、予下神主^五對曰、右伯殿へ正官五人之礼米下神主より為持被送之節、伯家雜掌より下神主へ返状來ル、其返状先規より正官五人へ被廻之例式之處、近年如何之事ニ候哉、無其儀候条、向後此義先例之通ニ可被廻之事ニ候、先格之儀式は小事ニテも難改旨申入之處、親夏承諾之旨也、右之返状先規より悉正官五人へ見せ来候處、近來此事被相止、參会之序口演等ニ被申聞事往々之義難心得意味也、右之礼米は本願所ヨリ旧冬五斗下神主方へ渡ス之處、内四斗伯殿へ五人之礼米として差遣也、残テ壹斗は当五日朝社中田中社之旧地へ參詣、夫より直ニ藤森社へ參詣之節藤木町藤木茶やと申所^{二而}休息有之、右茶代入用又旅所詣之茶代入用ニ除之置也、是古來ヨリ之旧式也、尤明記分明也、然處近代右藤森社參詣之式断絶、又旅所參等之義も疎略之式ニ成、古美之旧式廢亡故、其訛弁智之畫曾^而無之也、本願所ヨリ出ル五斗之内一斗下神主方ニ留置之所以、右

之旧式有之故也、後世此訛不可遺失者也、

一 今日京都御奉行河野豊前守^{*2}殿伏見郡代へ年礼ニ御出之序歟當社へ御參詣也、予折節社參之砌、樓門之際^{ニ而}御出合申故直ニ案内仕也、本殿・

命婦社之下陳へ御上り拝礼有之也、樓門ノ下迄送り出ル也、

* 伯・白川雅冬王。延宝七年（一六七九）正月十五日生、享保十九年十一月九日

卒去。神祇伯在任は元禄十一年（一六九八）六月三日—享保十年十一月二十三

日。享保七年十一月二十五日正三位。白川雅喬王次男、母は大納言高辻公理の

娘（神道大系『伯家神道』では母は入道前大納言東園基賢卿の女）。兄に雅光王

がおり、元禄十年神祇伯、同十三年正五位下。同十四年兄雅光王の養子となる。

同年雅冬王と改名。享保七年正三位。同年神祇伯を辞す。

* 2 河野豊前守・河野通重。京都町奉行（東）。在任は享保六年一月十五日より、享

保九年十一月十八日。就任にあたり、近江国浦生郡内に五百石加増され、下野國芳賀郡内五百国と合わせ、采地一千石（『寛政重修諸家譜』一〇巻二六頁）。

なお、西の京都町奉行は諫訪肥後守頼篤。就任は正徳四年八月十五日。享保六年十月三日、林丘寺の宮に行幸の際に勤仕し、仙洞御所より公卿寄合書の歌仙

及び卷物を賜う。享保八年七月二十四日、町奉行。采地は武藏国賀美・児玉郡、

上野国新田郡、丹波国氷上郡内一千石（『同前』六巻一八四頁）。享保八年七月二十八日より、本多忠英。元文二年三月十日まで在任。享保八年九月一八日、

從五位下筑後守。采地は二河国碧海郡内九百石（『同前』一一巻三四頁）。

一 八日戊子、雨降、今晚上神主奉射当屋故、親夏亭^{ニ而}例之通奉射之祝儀

とて正官五人・神人一箇・社領庄屋參会有之也、予依所勞權預ヲ名代ニ遣ス也、祝義之式如例、

一 今日當所日勧進坊共六人年礼二來、年玉如例扇子六本持參仕也、おろしものゝひし花ひら遣之也、

一 十二日壬辰、雨降、今日奉射御雇之御膳仕也、

一 今日伯殿より正官五人へ連名之状來ル、下神主方より被廻之、來ル廿二日年礼ニ可參旨也、

一十三日癸辰（巳）、陰天、奉射之神事也、當壇上社神主觀冬、今日禁裏^{*1}・法皇^{*2}御所諸礼ニ付參勤之輩甚遲參、因茲神式及遲刻、然テ亥ノ刻計神式相済也、儀式等如例、神供畢^{ニ而}於大床正官五人示談ス、受領之願早ク差出し候様可令相談旨申合ス也、

一 今日從伯殿正官五人連名之状來ル、禁裏・法皇御所御祈禱始・太麻^{*3}獻上等之義申來ル也、御祈禱始十四日・十五日、太麻獻上兩御所廿一日也、月番中神主故於殿上及披露也、御祈禱執行は十五日令勸修答也、

* 1 中御門天皇・元禄十四年（一七〇一）十一月十七日生、元文二年（一七三七）四月十一日崩御。第百十四代天皇、在位は宝永六（一七〇九）年六月二十一日

—享保二十年（一七三五）三月二十一日。幼名を長宮（ますのみや）、諱を慶

仁（やすひと）。追号の「中御門」は、平安京大内裏の門の一つである待賢門の別称に因む。

* 2 靈元法皇・承応三年（一六五四）五月二十五日生、享保十七年（一七三二）八月六日崩御。第百十二代天皇、在位は寛文三年（一六六三）正月二十六日—貞

享四年（一六八七）三月二十一日。幼称は高貴宮（あてのみや）、諱は識仁（さとひと）。正徳三年（一七一二）落飾し法皇となる。法名は素淨。

* 3 太麻。おおぬさ。祓えのとき用いる大串につける幣帛（へいはく）。木綿や麻のちには布帛や紙などが使われた。荷田春滿自筆『解除之次第』鶴川清氏所藏「祓口伝」の「太麻」の項に「竹ト神ト二麻ト木綿トヲ着ル。今ハ檜ノ串ニ紙ヲツクルマテ也。長一尺二寸。祓ノ時、人人ニクバルニハ、人數ヲ予メ定テ、人數ホド建ヲク也。若神座ノ掃スルトキハ、別ニ一籠ヲ設ル也。下司、

大麻建ヲ持來ルトキ、左右ノ手ニテトリテ、祓机ノ右ノ方ニ置、太麻一籤ヲ執
テ、例ノ祓ノ詞ヲ唱へテ、左右・左右ト、一度錦フ也】

一十五日乙未、晴、今日古臨時之大神供如例松本筑後為絢^{*1}方より調進、

願王深尾左源次源盛邦、儀式等如例、

一今日両御所御祈禱始也、於拝殿如例被設祓之座、神供畢テ下神主親夏・予
兩人一所ニ御祈禱勤行仕也、今日之月番中神主親友也、然處今朝之神供二
も不參、御祈禱二も不參故不審、所勞之旨カト相尋候處、家内誘引ニテ
八幡江参詣之由也、社中奉^而廟畔之沙汰也、神供之義ハ可謂臨時之神式与
歟、大切之御祈禱始、剩當番月之神主如此之振舞不【嘉】(被知)冥加之
義也、当家後生之輩努力不可怠焉、

一今晚於目代家当村庄屋^{*2}・年寄共召寄、旧冬取扱仕掛候小百姓共との申
分之義、今一応加了簡、鳥目ニ貢文計出作方へ割掛差出し候ハ、小百姓
共へも申合、下^而相齋候様ニ可取計候歟、如何了簡は仕間敷哉之旨、中
神主親友・予・目代^{信元}・田中祝、大藏親安ハ下神主親夏依所劳名代ニ出座、
庄や尉右衛門・年寄之仲間勘兵へ・伝左衛門参、右之旨申渡也、庄や・
年寄共罷帰、仲間之者共へ為申聞相談可仕旨申之也、

一今夜予・目代受領之願之義早ク指出し度旨中神主へ申談也、中神主曰、

旧冬願書差出し置候事ニ候へハ、此度は唯せかみニ計參可然との申分也、
予是ニ付旧冬受領三神主三人相済、予・目代已下不相済義難心得旨申出
し、既(原文空白)明暦年中ニ当社中絶之位階再興之節叙爵奉蒙、勅許
候も、正官五人同年時日一列ニ相済候、況以受領之義は位階ニ対シテハ
甚輕事ニ候処、多人数不被及御沙汰候との義、先規社例・社式・古実御
例も無御勘弁被仰渡、一向難得其意義奉存候へ共、超越と申^而ニモ無く、
三神主上職たれハ遺恨とも不存候上、年内差廻無時日候故、両官之所存
も申上、御歎之意趣も差控居候キ、上々之御評議・御命議之訳一ツモ

難心得事ニ候、自然朝參之非藏人之内若輩未練ノ令我意御議奏方へ如何
様之申成も有之^而之事ニ候半哉、左候へハ明暦年中之旧式社例も不相弁、
近比賤心之所為と存候、所詮当社之御伝、奉御不器量故、其社例も不及
御沙汰候哉、無是非次第歎ケ敷事ニ存候、然は此度無書付願出候^而は弥
事及延引相滯可申之間、兔角各別ニ願書可差出申之、因テ中神主も心
服ニテ、廿日前後書付可差出との事也、田中祝親安ニも此旨親夏へ可被相
通旨申談也、

*1 松本筑後為絢^而のち為寛。松本本家、正徳二年に父昌為死後、享保十六年為寛

が田中社祝に就任するまで、松本本家の入職はないが、神供調進は務めていた

ものと思われる。

*2 庄屋・本日記中では、本日条に「庄や尉右衛門」、正月廿一日条に「庄屋久左衛
門」、十二月十八日条に「庄や七兵衛門・同治部」、十二月二十九日条に「庄屋
友之助」とあり、計五人となり、三月十二日常には「庄屋五人」とある。

一廿一日【庚】(辛)丑、雨、今日松本筑後為絢方ヨリ新神供調進也、參勤
儀式等如例、

一今日両御所^江御祈禱之大麻献上、中神主親友より調進也、如例大熨斗相添
獻上也、

一今日当村庄屋・年寄・小百姓共へ旧冬より之一義、双方共納得仕候ハ、
社中へ一札差出し候様ニと両方へ一札之案紙遣ス、先庄屋・年寄共呼寄
案紙渡ス、尉右衛門、庄屋久左衛門、年寄方ニは勘兵へ・伝左衛門目代
家へ呼寄申渡ス也、小百姓方ニは御寄町五郎兵へ・次郎右衛門・下ノ町
五郎兵へ・上ノ町勘右衛門参ル、案紙相渡ス也、双方共少宛之申分有之
故、先相談仕存寄之趣加入いたし候様ニ申渡ス也、下神主親夏・予・目代
三人立合申渡ス也、

一廿二日壬寅、晴陰不決、今日下中神主・目代へ今度願上候受領之願書之

案紙見せ相談仕候処、一段可然との事にて則令清書也、予・目代・正禰宜・權禰宜・權祝五人願也、

汰被成下候ハヽ、一社一統難在畏可奉存候、此等之趣宜御披露奉頼候、
已上

一廿二日癸卯、陰晴不決、今日白川殿江正官五人之年礼相勤、予・上神主
兩人相勤ル也、兩人共三本入之扇子箱持参仕也、如例伯殿御対顔、祝義
之獻有也、御通之獻と申而三方ニ土器式枚頂戴、鉢子ひさけニテ先伯殿
御取上、其盃ヲ上神主戴、予ヘ請取納ル也、扱雜煮出ル、伯殿三方両
人は足打ノ木具、吸物出テ伯殿之分へ又三方ニ土器三枚載セ出ル、酌八
瓶子也、先上神主被指、直ニ返上、又新盃ニテ予ヘ被下、三獻加テ則返
上、扱各盞ニ三獻、畢而上神主盃ヲ雜掌へ遣し納ル也、

一日伯殿へ上神主・予兩人共ニ受領之願之義直ニ申上、則今日願書小折
紙等持参仕候、後刻退出後雜掌中迄差上可申之間、何とぞ急々御沙汰被
成被下候様ニ申上候処、成程早速御沙汰可被成下之旨ニ、此間より御心
掛被成被下候との御意也、御祝義申畢而兩人退出仕也、御門外迄出候て
又押返し参上、受領之願書小折紙五人とも差出し、雜掌求馬へ相渡ス也、
願書如左、

謹言上

一稻荷御殿預信名・目代信元・正禰宜公弘・禰宜・禰祝親定奉願受領之

事、

右一社一同相談、依無子細連判言上仕候条、宣御 奏達被成下候様ニ
謹奉願候、

一下社神主親夏・中社神主親友・上社神主親冬、右三人之受領之義旧冬奉蒙
勅許、社家中難在奉存候、然は明暦年中ニ当社中絶之位階奉願候節も
三神主・御殿預・目代右正官五人は一列同時ニ叙爵被成下候、先規之
社例も御座候處、御殿預・目代受領之義旧冬・洩御沙汰候段、両官之者
共別奉歎候、乍恐此度奉願受領之義以御憐愍奉蒙 勅許候様ニ御沙

右之通相認、上包美濃紙ニテ表ノ端ニ稻荷御殿預從五位上荷田信名如此認
也、下中神主・目代へも今日首尾能諸礼相勤、受領願書等差上候旨申達
ル也、明日正禰宜・禰祝兩人も伯殿へ右之御願ニ被參候様申達ル也、
一廿六日丙午、晴、今夜戌刻計下神主親夏より上社禰宜親当ヲ以被申越、只

目代 信元
御殿預 信名
上 親冬
白川三位様

享保八卯年正月

御雜掌中

中 親夏
下社神主 親夏
中 親夏
下社神主 親夏
中 親夏
下社神主 親夏

申 河内守	中 河内守
從五位上荷田信名	從五位上荷田信名

今中社禰宜為亂御所より退帰之由三面下神主方へ被參、伯殿より御伝達之由被仰越趣は、廿三日ニ差上候受領願書殿下・武家之御伝 奏*へ被得御内意候處、此節は先正官兩人計可相願、夏ノ季ニ入候ハ、禰宜・祝之輩可相願、書付ニも当初午神事之節も正官五人一列ニ相勤候、公武之御用も御座候條、御憐愍ヲ以此度相済候様ニ奉願旨書加可申候、則殿下・武家之御伝 奏之御内意ニ候條、早々相認替明日・明後日之内可差上との義也、此旨五人へ可相達之旨為胤承知之由親當演説也、明日五人示談可申旨申報スル也、

*武家伝奏・中院通躬(なかのいんみちみ)、寛文八年(一六六八)～元文四年(一七三九)、享保四年權大納言、同九年辭す、熊沢蕃山の門人。中山兼親、貞享元年(一六八四)～享保十九年(一七三四)、享保四年權大納言に任せられ武家伝奏、

同七年權大納言を辞す。

一廿七日丁未、晴、今日下神主・中神主・目代へ遂面談、昨夜伯殿より被仰下候書付相認、明日中神主・目代持參之筈也、然處正禰宜より正官五人へ口状ヲ以願有之、受領之義兩三人願可申旨伯殿より被仰出候由致承知候、禰宜・祝之内公広壱人差加願ぐれ候様との願也、書付下神主方より被廻也、

因茲三人願候筈ニ令示談也、下神主被申曰、殿下・武家之御伝 奏より兩人と御内意有之、伝 奏より御差図之上ニ押^面二人願上候事自然御腹立之義も難計候條、兩人と三人之願書両通ニいたし差出候ハ、可然との事^而、則兩様ニ認差上筈也、願書は先日之趣ニ初午ノ義書加、禰宜・祝式人ヲ除計也、

一廿八日戊申、晴、今日伯殿中・社神主親友・目代信元書付持參也、如左

謹^而言上

一稻荷御殿預信名・目代信元・正禰宜公広奉願受領之事、

右社司中一同相談、依無子細連判言上仕候條、宜御 奏達被成下候様ニ奉願候、当初午神事之節も正官五人一列ニ公武之御用相勤候義御座候條、乍恐此度以御憐愍奉蒙 勅許候様ニ御沙汰被成下候は難在可奉存候、

一下社神主親友・中社神主親友・上社神主親友、右二人之受領之義旧冬奉蒙 勅許、社家中難在奉存候、然は明暦年中当社中絶之位階奉願候

右社司中一同相談、依無子細連判言上仕候條、宜御 奏達被成下候様ニ謹^而奉願候、

一下社神主親友・中社神主親友・上社神主親友、右二人之受領之義旧冬奉

蒙 勅許、社家中難在奉存候、然は明暦年中当社中絶之位階奉願候

蒙 勅許、社家中難在奉存候、然は明暦年中当社中絶之位階奉願候

蒙 勅許、社家中難在奉存候、然は明暦年中当社中絶之位階奉願候

享保八年卯正月廿八日

目代 信元

御殿預 信名

上社神主 親冬

中社神主 親友

下社神主 親夏

御伝 奏

御雜掌中

謹^而言上

一稻荷御殿預信名・目代信元奉願受領之事、

右社司中一同相談、依無子細連判言上仕候條、宜御 奏達被成下候様ニ奉願候、当初午神事之節も正官五人一列ニ公武之御用相勤候義御座候條、乍恐此度以御憐愍奉蒙 勅許候様ニ御沙汰被成下候は難在可奉存候、

節も三神主・御殿預・目代右正官五人は一列同時ニ叙爵被成下候、先規之社例も御座候處、御殿預・目代受領之義旧冬洩御沙汰候段、

両官之者共別而奉歎候条、乍恐此度以御憐愍奉蒙 勅許候様三御沙汰被成下候は一社一統難在畏可奉存候、此等之趣宜御披露頼入候、

已上、

候義二候へ共、今朝早参仕候故、乍略義如此二候条、宜御相談頼存候、以上、

正月廿七日

公広

中神主殿

社務

目代 信元

御殿預 信名

上社神主 親冬

中社神主 親夏

下社神主 親夏

*毛利出雲守・毛利公治。森分家毛利家(初め南毛利)の祖、本家公慶四男。『伏見稲荷大社年表』収載の系図によれば、「出雲守に任官は、元禄一二、十八にて、中古以来祠官の国守に任官の初めなり」とある。元禄十二年九月十一日卒去。

右之通式通相認、中神主・目代持參、先三人之願書被差出候處、伯殿より被仰出候ニは、殿下・御役人方御内意ニて兩人との事候處、三人と願被願候哉、如何様とも可被遊候間、兩人之者共了簡次第可申上との事也、中神主被申上候趣は、元來受領之義毛利出雲守例ニ三神主も相済候事、二候へは、公広家より之例ニ候故、達而櫛宜・祝中願之義も難黙止候故、御願申上候との事也、中神主達而公広願之義出雲守例ヲ被申立候ニ付、信元も強而両官計と申義も不被申出候由而ともかくも御伝奏様御了簡

二何之道ニも願之義無滞様御披露奉願旨被申上候處、先兩人之願書御請取被成候、三人之願書も御留置、首尾次第二被成御願被成可被下との事而今日ニも御沙汰可被下旨也、兩人とも退出也、

一昨日正官五人へ正櫛宜公広より願之口状如左、

口狀

伯殿より受領願之義人数多く難成候間、両三人願候様ニと儀ニ御座候由承知仕候、櫛宜・祝之内公広老人御差加御願可被下候、以參可申入

一晦日庚戌、晴、今日目代家御膳仕也、彼方江祝儀へ参居候處、田中祝親安ヲ以下神主より被申越、只今櫛宜為御所より被帰、伯殿より言伝リ被參候由而又々願書認改、明日・明後日之内ニ可差上との事也、則正櫛宜公広手跡而下書来ル也、千万難心得義ともケ様ニ転々之義興さめ候事共也、殿下・御伝奏様方御内意之由而兩人願上可申候、初午ノ義も文段之内書入候様ニとの儀而段々御念入書付御座候上、又ケ様之義、剩此度

之願書之趣明暦年中之位階之例も被除、是例之出雲守例ヲ考例二書上候様ニとの事、扱々難心得事也、因茲予下神主親夏方へ参、如何様之訳而為重ことつかり被參候哉、あまりてんく成候故何とも実事とも不被存候、所詮伯殿へ参、直ニ承可申候間、如何被存候哉と申談候處、成程可然旨被申ニ付、俄ニ伯殿へ参上仕也、

一伯殿へ伺公、御案内申入、只今御願の案紙公広筆ニテ為重ことつかり、稻荷へ到着仕候、先達^而被仰下候願書之義、殿下様・武家御両伝様御内意之由^而信名・信元両人計願可申、初午ノ義も書入可申との御差図^而段々被入御念候上、兩人之願書差上候處、又々今日俄ニケ様ニ書付改候様ニとの御案紙驚入候、余り難心得候故参上仕候条、御達被成下、御直

二承知仕度奉存旨申入候處、則御対顔被遊、右之書付之義御役人様方御差図にて職事より付被返候との事也、伯殿へも先達^而之願書可然と被思召候へとも、殿下・武家之御伝 奏方より之御差図^而何方より之御案紙

二候哉、右之通差上候様ニと達^而之御差図之由故、不及是非思召候との事也、予申上、廿六日夜中禰宜^而以被仰下候趣ニは殿下・武家之御伝

奏御内意ニ候間一人願可申、初午之節正官五人公武之御用も相勤候義有之候条、何とぞ此度相済候様ニとの義迄書入候へとの被仰付^而候故、則任仰書付差上候處、又甚相違之御下書、殊明暦年中之位階之例も御除、正官五人一列之訳も相見へ不申候、畢竟正禰宜為ニ成候計之願書何とも迷惑ニ奉存候、其上去年ニ神主相済候現例御座候處、上祝公治是例ヲ以願候様ニとの義、是以何とも迷惑ニ奉存候へとも、御差図之上是^而首尾能候との御差図之上可申上様も無之候條、社例社格之訳等御沙汰之節何分ニも宜奉願候旨申上候處、今朝公広へ可被仰下候處御失念被成候、初午前正官五人一列ニ公武之御用等相勤候義、明暦年中位階相済候義奉書横折ニ仕、正官五人之連印^而別ニ可差上、是ハ畢竟伯殿計へ差出ス書付

二候間一通^而能候、言上書は一通差上候様ニとの事也、

一今晚下神主親夏方ニて正官之輩衆会、下中神主・予三人也、目代不及出座也、今日伯殿へ参候^而直ニ被仰問候趣申談、則明早朝差上候様ニとの御事故、今晚中ニ言上書・別紙願書・例書等相認可申候間、各及深更候とも連印可有之、明日公広退出ニ候条、猶職之内壱人差上せ可申候条、両人持參候様ニ可仕段令示談也、

一月

一朔日辛亥、晴、今日目代家ヨリ新神供調進、丁子屋吉郎兵へより之神供也、儀式等如例、

一今朝正禰宜公広・権目代^而信^而伯殿へ受領之願書持參也、差上ル願書如左、則昨日伯殿より公広手跡^而被差出候案紙也、

謹言上

一稻荷社御殿預信名・目代信元・正禰宜公広奉願受領之事、

右一社一同相談、依無子細連判言上仕候条、宜御 奏達被成下候様ニ謹^而奉願候、下社神主親夏・中社神主親友・上社神主親冬、右三人之受領之義旧冬奉蒙 勅許、社家中難在奉存候、間も無御座候へ共御殿預・目代・正禰宜右三人之輩、何とぞ此度以御迷惑奉蒙 勅許候様ニ御沙汰被成下候ハ、一社一統難在畏可奉存候、此等之趣宜御披露願入奉存候、已上、

目代 信元
御殿預 信名

上社神主 親冬
中社神主 親友
下社神主 親夏

享保八年卯正月廿八日
御伝 奏
御雜掌中

右之通式通相認、勘例も如左式通認也、

御雜掌中

中社神主 親友

下社神主 親夏

稻荷上社祝

秦公治

元禄二年三月十八日

出雲守

別紙横折之添書如左、

奉願口状

一以別紙言上書三人之輩奉願受領之儀、宜御執奏被成下候様ニ奉願候、殊ニ御殿預・目代義は当初午御神事之節も正官五人一列ニ公武之御用等相勤候義も御座候、且又明暦年中ニ当社中絶之位階奉願候節も三神主・御殿預・目代右正官五人一列同時ニ叙爵被成下候、先規之社例も御座候條、以御憐愍奉蒙勅許候様ニ御沙汰被成下候ハ、難在可奉存候、因茲別紙以口状書奉願候趣、宜御披露頼入候、已上、

卯ノ正月
御伝 奏
上社神主
親冬
目代
御殿預
信名
信元

一八日戊午、快晴、如例群參有之、昨日雨天如例年也、
一今日奉行所より例之通同心・目付方被參也、終日無事、
一十日庚申、晴、今日櫛笥内府公ヨリ今度之御祝儀ニ御樽五升・貝尽一折被

右之通之書付共公広・信舎持參^{ニ而}被差上也、今日直ニ職事へ被相渡被下候との事也、

一今日石見国人丸社^江神階 勅許、正一位柿本大明神ト被称也、

一二日壬子、晴、無事、今日（原文空白）

一四日甲寅、雨降、今度櫛笥大納言*卿被任内大臣、為御悦予伺公、生鯛

一尾獻上仕也、

*櫛笥大納言・櫛笥隆賀（たかのり）。承応元年（一六五〇）十月十四日生、享保十八年七月十一日没。權中納言園池宗朝次男。初め実廉と名乗る。左少將櫛笥隆胤の養子となり、隆慶と改名。宝永四年隆賀と改名。同六年權大納言、正徳元年（一七一）に辞官。同年正一位。享保八年内大臣に任せられるも辞す。同九年從一位。同十三年出家。

一今日伯殿江も受領之義初午前何とそ御勧ヲ以相済候様ニ奉願旨申入也、

一六日丙卯^合、快晴、今日例之通櫛切也、家来共不残山内へ入、如例十一荷切出ス也、

一例之通本殿上之御殿・小社等奉莊飭也、初巳午ノ神用支度仕也、

一七日丁巳、終日雨降、今朝之神供如例毛利豊後公広家より調進、儀式等如意例、

一今日依群參、例之通奉行所より同心・目付方被參也、休息所當屋目代家也、

下、御家司近藤木工より書翰相添來ル也、

一十一日壬戌、晴、今日櫛笥前内府公へ一昨日御樽着被下候為御礼參上仕也、近藤木工被出挨拶、兼而之願之義も近々相済可申由之御沙汰二候旨也、

一今日伯殿へも参、三人之受領之義、何とそ武家御伝 奏様方御発駕前相済候様ニ御勵被下候様ニ願申入也、御出番之由故申置也、

一十三日癸亥、晴、未刻計從伯殿書札來、信名河内守・信元伯耆守・公広參河

守今日 勅許二候間、今明日中早々御礼ニ御伝 奏迄可致参上旨申来也、

因茲予・信元・公広三人申合御礼ニ上ル也、尤夜二入候へとも從伯殿被

添御人、関白殿*・職事葉室弁殿江御礼ニ参、扱武家両御伝 奏・櫛笥内

府公へも御礼ニ参也、首尾能御礼等相勤ル也、子ノ刻計帰宿ス、急成願

早速相済、家之面目外実共大慶令歎躍者也、于時

享保八年歳次癸卯一月十三日任河内守 正預荷田宿禰信名 廿九歳

* 関白・一条光平養子。正徳五年左大臣從一位。享保七年関白に任せられ、氏長者。

法名円覚、院号敬信院。左大臣九条兼晴次男、母は賀子内親王。摂政・関白・左

大臣・一条光平養子。正徳五年左大臣從一位。享保七年関白に任せられ、氏長者。

同年左大臣を辞す。同十一年関白を辞す。同十四年出家。

二月

一十四日甲子、晴、今日議 奏衆江御礼ニ参、先広橋大納言*₁殿・園中納

言*₂殿・櫛笥中納言*₃殿・岩野宰相*₄殿・岩井宰相*₅殿也、

今日大御乳人江も今度之義御世話ニ罷成、依御預早速相済候段御礼ニ参也、

* 1 広橋大納言・広橋兼廉（かねよし）。延宝六年（一六七八）三月三百生、享保九年

年一月二日没。権大納言從一位、四十六歳、踏歌節会外弁。

* 2 園中納言・園基香（もとよし）。元禄四年（一六九一）七月十九日生、延享二年

（一七四五）五月十七日没。権中納言正三位、三十三歳、白馬節会外弁。享保

十一（一七五）年九月二十一日から享保十六（一七三二）年八月九日まで武家伝奏。ちなみに、本日記の頃に武家伝奏であった中院通躬（在役は享保三（一七一八）年閏十月一日～享保十一（一七二六）年九月十五日）と中山兼親（在役は享保四（一七一九）年十一月二十三日～享保十九（一七三四）年十一月七日）と共に、『和歌問答』にみえる。

* 3 櫛笥中納言・櫛笥隆成。延宝四年十一月二十一日生、延享元年九月七日没。権中納言從三位、四十八歳、元日節会外弁。

* 4 岩野宰相・石野基幸。元禄十二年九月九日生、元文四年（一七三九）六月一日没。非参議、享保六年左中将、同八年從四位上。

* 5 岩井宰相・石井行康。延宝元年七月一日生、享保十四年三月八日没。前参議（享保四年辞職）正三位、五十一歳、十一月二十六日任権中納言。

* 6 岩野宰相・石井基幸。元禄十二年九月九日生、元文四年（一七三九）六月一日没。非参議、享保六年左中将、同八年從四位上。

一十五日乙丑、晴、今晚社家中・神人方・諸役人・下番人・山役人・家来共・家内ハ老若男女不殘明十六日御千度執行ニ付、酒一献振舞度旨申触也、尤初午ニ雇候者共不残申触也、

一十六日丙寅、晴、今日初午之祝儀旁千度振舞仕也、社中以下昨夕相触候通不残呼也、祝義之跡ニテ若輩囃子被相催笞也、

一今日振舞之節、毛利伊賀・松本出羽・祓川壱岐・松本筑後此四人袴下計着シ被来、日代信元・正禰宜公広・権祝龜・田中祝親安・権日代信龜其外【諸役人】（神人方）・諸役人悉上下三而来入之處、右四人無礼之体、予依難忍、

四人之者共ハ内証へ呼、一間ニ相構座敷各段膳部も平折敷ニ可振舞旨申出ス、権祝・権日代申分ニ入、達テ相静り可申との事ニテ四人之者共肩

綱取ニ遣シ、上下ニ相改候故、強申立候事不可然義と存、無何事令饗

心也、右四人之者共之所為甚我意ヲ含ヨリ、如此【之】（無）礼ノ体也、

因茲予令腹立之處、おめくと間違ニ上ヲ不着旨ニテ上下ヲ着スル也、

祝義相濟囃子有、夜入テ乱酒、若輩おとりあり、丑ノ刻計相濟也、

一月

廿六日丙子、晴、今日伯家雜掌より正官五人へ書状來、廿八日・九日両日之内、近江守・予ニ可參旨也、目代示談有之、今度受領相濟候ニ付御奉行所へ正官五人之名改候段御届之事、明後廿九日大藏被參答也、口宣案頂戴之節礼之事兔角位階之通ニ正官五人ハ金百疋宛、補宜・祝之輩鳥目三十疋宛之例格之通ニ可仕との事、

熊野三山社奉加之事、正官五人より鳥目百文、補宜・祝・氏人ノ輩は当所之家並^ニ家持之衆中・氏人方も五十文宛、本願所も同事、不足三十文は御社より【也】(都)合青銅壺貢文遣答也、

今日又伯殿より書状來ル、明日近江守・予參候之事、御用候條、明後廿九日伺公可仕旨申来也、

廿八日戊寅、從公儀御触状來ル、向後葵ノ御紋之物着用仕間數、又道具類ノ蒔絵ニも堅仕間敷旨之御触^{*}也、

*『京都町触集成』第一卷 京都町触研究会編 岩波書店 一九八三年 二三四一

山名左内^身申浪人、葵御紋縫に仕、衣類ニ附、其外巧成仕方共^ニ偽取込候品々有之三付、旧職死罪三罷成候、就夫葵御紋附衣類之事、只今迄心得違候哉、末々之男女等致着用候者も有之様ニ相聞え不届候、向後一切着用仕間敷候、且又御用之外葵御紋染、又ハ縫紋、織物、蒔絵諸道真等ニ至迄附候儀、自今堅可為無用候、此旨町中へ可被相触候、

但、御三家^井御紋御免之天名より逃候ハ格別ニ候

以上

卯一月

右之御触書付江戸より可申触之旨付、相触候、急度可相守者也

卯一月廿六日

なお、稻荷社では、神殿の金物・神宝・幕・提灯などに菊・桐紋、神殿の金物に葵紋が許可されていた。

廿九日己卯、晴、今日伯殿^{江中}神主・予伺公之處、以雜掌被仰出は、口

宣案も近々可被指出候、夫ニ付受領相濟候輩より之礼物之品覺書を^(付)ヲ以テ被仰入候間、此段可致領掌旨也、則如左、

覺

(原文空白)

今日御奉行所へ正官五人之受領相濟、名相為改候段、以書付御届申上ル也、安田大藏親安被參也、

覺

稻荷下社神主

監物事

安田安芸守

同 中社神主

隱岐事

同 上社神主

下野事

大西近江守

同 御殿預

主膳事

安田備後守

羽倉河内守

同 目代

駿河事

同 目代

羽倉伯耆守

右之通今度受領 勅許被成下、名相改申候故、御届申上候、已上、

卯一月廿九日

稻荷 社司中印

如此相認兩御役所へ相届ル也、東御役所^二は証文方へ相届ル也、方内松尾左兵衛へも右之通書付遣也、

二相済也、今年は半時計早過也、

三月

三月

一朔日庚辰、晴、今日之神供例之通從當家調進、辰ノ刻獻上濟、儀式等如例、

一二日辛巳、晴、今日旅所神生嶋右京例年之通斎木之神迎ニ來ル也、當家へも案内申来ル也、

三月

一三日壬午、晴、今日之神供例之通目代家ヨリ調進、儀式如例、

一今日御諸司^{*}・御奉行所^江為御礼權預信章伺公仕也、雖月番中神主名代ニ遣ス也、

*京都所司代・松平伊賀守忠周。寛文元年生、享保十三年四月晦日没。就任は享保

一年九月二十七日。信濃國上田城主六万八千石。享保二年十一月朔日、上京の際、

備前包平の刀・馬を賜る。同年十二月二十四日一万石増加。享保九年十二月十五日、任老中『寛政重修諸家譜』一卷五〇頁。

一十一日【癸】(辛)卯、晴、今朝当村庄屋五人參テ届クル趣は、小百姓共

御公儀^江御願へ罷出、來ル十六日庄屋五人御公儀へ被召出候御差紙到来之旨申来ル也、

一十二日【癸】(壬)辰、晴、今日 勅裁之編 旨出ル也、如例正補宜為拝受御伝 奏^江伺公也、

一十五日甲午、晴、今日神幸之御神事也、如例年巳ノ下刻計御撫物二參勤、

當年も神式早ク執行仕眞候様ニとの五ヶ村より頼ニ付、社司之參勤末ノ刻過出門之定也、儀式等如例、下神主依所勞中神主玉串之拝勤仕也、勿

論此奉幣之勤仕は當日之上首勤務之社例故如此、中神主不參之時ハ上神主勤仕、上神主不參之時は御殿預勤仕、正預も不參之時は目代勤仕、【目】(若) 正官五人共不參之時は正補宜勤仕之順例也、申ノ上刻計神式無事

一十六日乙未、晴、今日當村庄屋・年寄共御奉行所^江罷出候處、小百姓共廿三人も一所出、直ニ対決ニ成、何之御僉議も無之、庄屋・年寄共負ニ成、御触状使之事古來より之法式は不被用、四拾四人之札仲間一同ニ勝候て、高ニ割付候様ニとの御裁判也、他郷之例格ニ被押付、當所札仲間と立、往古より小百姓共持來候處、何之御僉議も無之片落成義也、何分ニも前々より小百姓共持來候處御僉議之上^{三面}被仰付候は、庄屋・年寄共も申開之筋も可有之處、何之僉議ニも小百姓共存分之限ニ被申渡候由也、則庄屋・年寄共より右之段相届ル也、神人・諸役入方よりも右之旨相届ル也、

一十九日【壬】(癸)酉、晴、從公儀御触状來、慶長金・新金

共^{*}少々疵有之候分は無滞通用可仕^旨之御触状也、金目両二付ニ厘迄ハ輕候とも通用可仕也、

*『御触書覺保集成三十三』金銀之部 一八一三 享保八年三月

慶長金并新金共ニ、小判之内三分迄之切レ有之、金目ニ厘迄輕き分、壹六分判も疵

有之、金目少々輕ク候共、無滞通用可致貢、去ル丑年相触候處、通用滯候由相聞え候、依之自今切レ疵大小ニ無構致通用、金目之儀は只今迄之通、ニ厘以上輕キ

分ハ直し金ニ仕ヘシ、諸國在々御料私領共ニ右之段相心得、諸商売物代金為替金等無滯取引仕ヘシ、若滯所々有之候ハ、可訴出、急度越度可申付候、以上、

一今日當所庄屋・年寄共御奉行所へ御願ニ罷出候處、御願之義は御取上無之旨^{三面}本百姓・小百姓とももの高書付を仕差上候様ニとの被仰渡之由也、

一廿一日庚子、晴、今日例之通弘法太師へ之供物豆腐五丁、今年之当屋毛利参河守へ遣也、毛利・大西之本家ヨリ各年ニ弘法へ供膳被備也、

一今日庄や・年寄共御願ニ出候處、願書留り候旨申来ル也、

一廿一日辛丑、陰天、申ノ刻計雨、今日伯家より書状來、稻荷社務中と表

書有之、正官五人へ來也、則如左

口狀

從伯殿仰ニ候、來廿四日正官輩・正楠宜受領之口 宣案御下知^{二面}御渡可被成候間、午ノ刻何も御參可有之候、為其如此ニ候、以上

三月廿二日

伯家雜掌

下社神主殿

中社神主殿

上社神主殿

御殿預殿
目代殿

追^而申入候、御礼物等先日之通御持參可被成候也、

右之通予方へ到来ニ付 下神主方へ相渡し、順々被相廻也、

一廿四日癸卯、晴、今日伯殿^江中神主・上神主・予・目代・正楠宜公佐代下社楠宜・田中祝六人同道^{二面}參上、正官五人之受領口 宣案・田中祝叙爵口 宣案頂戴仕也、則伯殿烏帽子・狩衣^{二面}御對面、銘々口 宣案頂戴御札ヲ申退出、下神主口 宣案は上神主^江持受、正楠宜は名代治建相勤ル也、右兩人此節所勞也、

一御礼物之事、伯殿^江正官五人より金子百疋ツヽ、雜掌へ五人仲間より青銅五十疋、伯殿へハ銘々目録ニ付如左書付、目録ハへき^合*ニ一所ニ載上ル也、雜掌へも目録壹枚ニ青銅五十疋と書ア、奥ニ五人ノ官名書テへき

ニのせ、鳥目ハ五十疋一所貫遣也、

正楠宜・田中祝ハ伯殿へ鳥目二十疋、雜掌へ兩人より鳥目二十疋也、職事葉室弁殿へ礼物、伯殿同前也、

関白殿^江正官五人ヨリ大鯛二尾献上仕也、五人称号・官名書付折紙仕上也、

上卿園中納言殿へも御礼ニ参ル也、首尾能御礼等相勤ル也、

*へき台・「折折敷（へきおしき）」のこと。板を薄く剥ぎ、そのまま削らないで作った角盆のこと。折台（へぎ台）。折敷（おしき）は檜などの薄板で作った方形の盆で、神撰や幣布を供える際に用いる。

三月

一廿六日乙巳、晴、今日ヨリ御社之屋根・小社之屋根つくり普請始ル、予奉之、屋根木先五百目代相調ル也、へき人日雇ニ仕、当家ニテ朝夕之飯事いたさす也、廻廊ヲへき場ニ相構ル也、北東ニ竹垣ヲ結也、手伝壱人当番下番壱人兩人宛相添手伝いたさす也、屋根や角大夫へ申付ル、尤例之通本願方へ申渡し諸事差引いたさす也、

一廿八日丁未、晴、今日当家親族不殘旅所參詣仕也、
一今日花山院大納言殿ヨリ予受領之御悦ニ使者来ル、伊勢海老拾被下之、諸大夫前波筑後守より書状相添、予他行故不能召列也、

一今日月次之太麻獻上、予月番なれ共旅所參詣仕故、権祝覲定ヲ頼獻上仕也、一廿九日戊申、晴、今日花山院殿へ昨日之御礼ニ権預會章參候、御礼申上ル也、前波筑後守・本庄長門守対話之由也、

一今日伯殿へも自分之御礼ニ銘酒三升・肴一折、雜掌・青侍へ肴代少々宛遣也、権預名代ニテ申入ル也、

一六日乙卯、晴、今日当社還幸之神事也、儀式等如例、但下神主・上神主

不參、拝殿着座之事例之通本願所ヨリ延道之ムシロヲ出ス、左右ニ敷為西上、南方之座頭中神主魏及北ノ座頭予、南ノ次座目代、予次座正禰宜、

是ヨリ次第二列廣、下神主不參故中神主奉幣奉仕也、諸式無失錯無事ニ相濟、畢御撫物・御太刀袋當家ニ納置也、

一今日禁裏御案始^{二而}朝參之輩物詰之筈ニ候處、下社禰宜伊賀治建・中社禰宜丹波為亂依勧當社入職之非藏人悉御番御赦免被下也、尤松本丹波為亂雖為

當番 勅裁之神事ニ付、社頭之勤仕可相勤旨議 奏衆御評定之上、御番

御免被成下也、社之大慶難有次第也、尤伝 奏白川殿ニも於 禁裏御勧

御取持被下候由也、

一十日己未、晴、今日百日御目付^{*}丹波小左衛門^{*2}殿御巡見也、予御案内ニ出ル、例之通社附之書付差出ス也、北ノ廻廊石壇ノ下迄送出ル也、

一今日百日目付御巡見之御届ニ權預信章両御奉行所へ參上仕也、

* 1 大坂目付のこと。在京目付ともいいう。「はじめは上方目付」といった。老中士支配で

大坂城二ノ丸に勤務し、大坂在勤中の幕臣を監察することも、その実情を老

中に報告するを任とした。寛永五年（一六二八）創設。創設当時は使番・両番

（書院番および小性組）から各一名を任じ、一年一回の交替であったが、寛文

三年（一六六三）に一年三回交替となつたので、百日目付の名があつた。しか

し翌四年にさらに二回交替に改められ、寛政五年（一七九三）再び一年交替に

もどつた。なお天保十二年（一八四二）以降は、両番からの任命をやめ二名と

も使番から任ずることになった（『国史大辞典』）。京都には十日間在留する（辻

達也『政談』卷之三註『荻生徂徠』日本思想大系二六、岩波書店一九七三年）。

* 2 丹波小左衛門：元禄二年七月十日遺跡（伊勢國二重郡内采地千石）を繼ぐ。元

禄七年閏五月九日晝院番 享保六年六月五日長年の功勞につき、黄金三枚賞賜。

十九年四月二十八日番を辞し、宝曆二年十一月五日死去。年八十六。法名得心。

妻は真田勘解由信就が女。後妻は高力左京政房が女。

五月

一朔日己卯、晴、今朝の大神供例之通當家ヨリ調進、儀式等如例、參勤中神主・上神主・予・目代・正禰宜公広・權禰宜為重・權祝親定・下社禰宜治建・中社禰宜為亂・中社祝高道・權預信章・權目代信舎、下社神主・上禰宜・田中祝は依故障不參、正祝・上祝ハ依所勞不參也、

一四日壬午、晴、今夕之神供例之通予・權預・一蘗^{*}神人出勤仕也、儀式等如恒例、

* 1 蘿神人：稻荷社の神人は一蘗^{*}五蘗までおり、一蘗は「職事」とも呼ばれる。

御殿預家の支配下だが、稻荷社全體に奉仕した。『享保十年羽倉信名日記』の「六月八日」条には「一蘗尾崎帶刀」とある。

一今日社中之棧敷ヲ打也、如例年當家之棧敷樓門之際南方之第一也、北ハ例之通下神主魏方也、

一五日癸未、晴、今日藤森祭^{*}也、今朝之神供例之通中神主ヨリ調進也、

一今夕如例藤森神輿之神供正官五人ヨリ調進、台盤は下神主方より被居、神供は當家より家来与三兵衛・九郎右衛門為持出ル、献上は神人一蘗奉

仕也、神供畢^而如例藤森社司ニ正官五人有一揖也、

一今晚如例年本願方より使來ル、明日毎例之通祝儀へ來入仕吳候様ニとの義也、

* 藤森祭・藤森社の五月五日（端午の節句）の祭礼。藤森祭では三基の神輿が稻荷樓門前に渡御し、藤森天王社の神輿は旧地の藤尾社（現在の稻荷社内の末社）に一時留め、他の二基の神輿には藤尾社から神饌があったのち二神は藤森社に還御。

一六日乙申、陰天、今日御諸司・御奉行所江端午ノ御礼ニ權預信章參上仕也、

一今日如例本願所江祝儀へ参ル、父子相連達也、

六月

一朔日戊申、晴、今朝之神供如例松本筑後方ヨリ調進、儀式等如例、今日

如毎例片持所立當家ヨリ冰餅出ス、神樂役人とも參集仕捧神前也、

一今日神供獻上畢テ禰宜・祝之輩雜談曰、竹田村城南【寺】(神)ノ社ニ今度菊水と号テ旧井之名水頭、其井ノ水諸病ニ奇妙之功驗有テ諸人群詣日々ニ相増、竹ノ筒ニ右之井水を請テ帰ル由也、先月廿一日ヨリ不計何人之申触ともなく京都遠近奉^而群參驚目計也、怪異之義也、因茲此間当社へも竹田ヨリノ寄參少々有之由也、

*竹田村城南神・山城國紀伊郡竹田村。村高は「正保村高帳」以下ともに二二〇五石余。村内には竹田街道が走り、鴨川などが流れる事から古くより水陸交通の要として発展した。古跡として城南離宮址がある。鳥羽離宮内にあった城南寺が、鳥羽離宮の廢絶後、城南寺も衰退し城南宮が上鳥羽・下鳥羽など付近七村の産土神として尊崇を受けた(京都大懸観書)といふ。

(付箋)『東丸公、賞賜恩命ヲ得帰京』

一十六日癸亥、晴、今日賢兄東丸公^{*1}從関東上着、大津迄長野左門在満^{*2}・

權預信章為迎出向、未ノ刻時分帰着也、久遠^而何も對顔、開安喜之眉也、

目代父子・多賀高雅^{*3}公ヲ始、親族不残參集也、

一東丸公談曰、今三月九日於東武為、公方^{*4}様上意、有職古実之義ニ付、御側御用人有馬兵庫頭^{*5}殿取次ニテ御高家中条大和守^{*6}殿・御奥御祐筆下田幸大夫^{*7}殿兩人ヲ以中条殿於屋敷御尋之義有之、東丸公則中条大和守殿屋敷江參上有テ、御尋之義一々御返答被申上候處、則達 御上聞、甚首尾能様子ニテ、其後依 上意、有馬殿ヨリ中条大和守殿ヲ以御祐筆

下田幸大夫殿へ隔日之參会被仰付、和学之義幸大夫殿へ相伝可仕旨也、其後去年諸國ヨリ差上候旧記・和書之義、御文庫之御本共不殘邪正吟味可仕旨被為、仰付、悉拝覽之上、東丸公存分之通正誤之義被申上候処、

誤書之分林大学頭殿へ御戻し被仰付候由也、其後奥御小納戸大嶋雲平^{*8}殿へ被仰付、東丸公へ対話之義、又中条殿ヲ以被仰渡、則雲平殿へ三度迄対話有之、古美書籍之義等御不審共一々御返答被申上、段々御書籍等之義ニ付御用之義被為、仰、三月中上京之筈ニ候處、五月十五日迄御用被相勤、五月十六日中条大和守殿^而結構成蒙、仰、御暇拝領被為、仰出、金子拾両・晒三疋拝領被仰付候旨、此度直ニ演説、古今未會有之手柄無比類大慶難在次第、親族之歎躍何事乎可過之哉、暫時感涙難止難在事共也、此上いまた御用筋之義も被為、仰付有之旨也、偏神助之御影、後生之者勤学誠情須臾も不可怠者也、當家之【目】(面)日後代之規模何事が可有此上哉、大慶々冥加之至極也、

一今夕門前ノ町人年寄勧兵衛と申者參相告曰、伏見御奉行所与力長瀬久右衛門方より伝言有之、稻荷社中ニ羽倉斎と申仁有之候哉、其同家羽倉河内守と申有之候哉、右兩人之内へ示談申度事有之候条、有無之義明日返答可申遣旨、予方へ相達候様ニとの義ニ候旨申来也、

一今日当所庄屋・年寄共參届曰、今日御奉行所兼^而之御願へ罷出候處、小百姓共へ御差紙被為下候ニ付相届候旨【也】、來ル廿四日小百姓共可罷出旨之御差紙出候との事也、

*1 東丸公・荷田春満。初名信盛、通称斎良、略して斎。春満は東満、東麻呂、東万侖、東丸とも書く。寛文九年(一六六九)正月三日、稻荷神社の神官羽倉信詮の二子として生まれる。母は貞子。享保八年に五十五歳。元文元年(一七三六年)七月一日、中風症を再発して没する。六十八歳。

*2 長野左門在満・羽倉高惟男。荷田春満養子。初大学、通称東之進。字は持之、

仁良齋、三峯と号した。享保十三年（一七二八）、春滿の意志を受け、和学者として登用されることを求めて江戸に下り、やがて幕府に仕え小十人格、主に有職故実の調査に従事。ついで田安宗武に出仕、有職故実の研究につとめた。元文四年（一七三八）『大嘗会便覽』一巻を公刊したことが幕府の忌諱にされ、閉門。宗武の命により在満が寛保二年（一七四二）に書いて奉った『国歌人論』が宗武の意見と対立したことでも重なり、延享二年（一七四六）頃、賀茂真淵を後任に推挙して、田安家から退職。宝暦元年（一七五一）八月四日没し、浅草金龍寺に葬られた。四十六歳（『国史大辞典』）。

*3 多賀高雅（惟の誤か）：羽倉高惟。信誼三男、春満の弟。幼名久馬介、始信近称。追貢。元文三年七月十四日没（六十八歳）。『東羽倉荷田家系譜』（羽倉信貞編

『荷田春滿歌集』、淡心洞、一九三六年）には「養寿院道作門弟多賀（乙島ともいふ）道弓の養子となり医を業とし、道貢と号す。坂本延暦寺中北谷華王院住（為多賀道句養子業医）」とあり。

*4 公方：八代将軍徳川吉宗。貞享元年（一六八四）十月二十一日生、紀州一代藩主徳川光貞四男。宝永二年（一七〇五）五月、紀州家五代藩主となり、吉宗と改める。享保元年（一七一六）、徳川宗家を継ぐ。延享二年（一七四五）九月、將軍職を子家重に譲る。宝暦元年（一七五二）六月二十日江戸城西丸で薨去。六十八歳。法号有徳院殿、上野寛永寺に葬る。

*5 御側御用人有馬兵庫頭・有馬氏倫（うじのり）。寛文八年紀伊国和歌山に生れる。紀伊徳川家の家臣であったが、享保元年吉宗に従い幕臣となり、五月二十五日御側御用取次として幕政に参与し、紀伊国三重郡内に知行千三百石。七月二十日從五位下兵庫頭に叙任、二年正月十一日下野国芳賀郡内に千石を加増。十一年正月十一日伊勢国多氣、河曲、三重、下野国河内、上総国市原五郡内に七千七百石を加増され、都合一万石。十二年閏正月二十八日領知朱印状を賜う。二十年十一月二十一日卒す。年六十八。渋谷の祥雲寺に葬る。

*6 御高家中条大和守：中条信実。元禄十四年九月一八日家（下野国都賀郡内五百石）を継ぎ、二十一日高家に列し、従五位下侍従、山城守。十五年十一月二十二日下野国河内、都賀両郡内に五百石を加増、都合千石を知行。正徳元年七月晦日朝鮮通信使接待の功により従四位下に。享保元年十一月二十一日従四位上。二十年十一月四日少将に進む。元文四年四月十九日卒す。年六十四。

*7 御奥御祐筆下田幸大夫・下田師古（もうひさ）。荷田春満の弟子。先手組与力から正徳暮年三月六日表右筆。享保元年一月十三日奥右筆にうつり、二年三月十一日武家諸法度制定の功により時服二領を賜う。のち和学の事を承り、八年十一月二十二日御書物奉行に転じ、なお和学の事を勤める。十三年四月九日死す。年三十七。

*8 奥御小納戸大嶋雲平・大嶋以興。はじめ紀伊家に仕え、享保元年吉宗に従つて幕臣となり、六月二十五日御小納戸、安房国安房、朝夷両郡内に知行千石。七月二十二日布衣。十八年九月十一日頭取に移り、十一月十八日従五位下近江守に叙任。延享二年九月二十五日、太御所となつた吉宗に従つて西丸に勤仕、三年四月二十五日死す。年六十二。

六月
一十七日甲子、晴、今日伏見与力長瀬久右衛門へ手紙遣、昨晩前ノ町勘兵衛へ伝言之旨令承知候、同苗裔義昨夕東武より上着、道中より不快ニ罷在候故、其方へ参上候義ハ難成候、此方へ於来入は不快ニ候とも押^可致面談之旨申【來】（遣）候也、然處久右衛門返状ニは遠江守殿より被申渡候趣^{三回}御用之義有之候間、斎不快ニ候は下官ニ今明日中ニ伏見御役所へ可罷出旨申来ル也、

一未ノ刻時分伏見御役所江^江予伺公之処、遠江守殿より寺社方与力長瀬久右衛門ヲ以被仰出は、此度江戸奥御祐筆方申来候ニハ、已來羽倉斎方へ御文通之義書籍等被差上候義可有之候間、左候は遠江守殿より可被相達候

間、又御返答之義御返書等之義も遠江守殿方へ可被差越、此旨兼^而相心得可申、為心得兼^而被申聞候間、此段亦^可申達との事也、

一【於】(当春)江戸へ下向之義はいか様之訳^{ニ而}斎ニは罷下り候哉、右御文通等之儀遠江守殿へハ何といたしたる訳^{ニ而}申来候定ニ候哉、於彼御地右之義御沙汰も有之候事ニ候哉、此段相尋候へとの事也、予返答ニは愚兄出府之義は去秋用事ニて下向仕候處、当二月上京仕覚悟ニ候處、何之

存^カけも無之ニ【故寒職^{(合)カ}□等】(御尋之御用之)之義ニ付、俄ニ上

京之義差延当五月迄滞留仕罷在候、御用筋之義はいか様之訳^{ニ而}御座候哉、

実之義ニ候由^{ニ而}物語も不仕候、則為御上意有馬兵庫頭殿・高家方中条大和守殿・奥御祐筆下田幸大夫殿、又御小納戸大嶋雲平殿ヲ以段々御用筋之義とも被為仰付候由申聞せ候、且京都へ上り候已後御文通往返之義遠江守様へ申來候義江戸^{ニ而}何之御沙汰も無之候哉との義、左様之訳何とも物語不仕候申之、

一又御尋候趣は稻荷社地之義支配違候処、遠江守殿へ申来候事不審ニ候*

此支配違候義は於江戸御尋も無之、又自斎より不被申上候哉否、其物語

は無之候哉可承との事也、其段も委細之義は物語不承候、稻荷之義は京都と伏見とハいつ方之程近く候哉と中条殿・下田殿御尋之由ニ候へハ伏見へ程近ニ候旨、御物語申候と斎申候旨申之、左候ハ、罷帰斎へ其段今一応相尋候て支配違之義御沙汰有之候哉否、明日長瀬久右衛門迄書中二

て可申入との事也、

一十八日乙丑、晴、今日伏見与力長瀬久右衛門方へ昨日之返事申遣、御支配違候社地之義何之御沙汰も無之候否之義、同苗斎へ相尋候處、左様之義曾^{ニ而}何之御沙汰も無御座候旨申候趣申遣也、

*春満が江戸で幕府の御用を務めたことについて、伏見奉行から尋ねられたことが疑問となっている。その理由は、稻荷社地が京都町奉行の支配下のためである。

春満が中条より稻荷は京都と伏見のどちらに近いのか、と尋ねられた際、伏見に近いと答えたことに端を発しているようである。この後、七月五日に江戸から御用状が伏見奉行から届いている。

一十九日丙寅、晴、今日松尾左兵衛方より安田安芸守・予兩人へ書状來

御用之義有之候間、明廿四日四ツ時分社司中之内式三人東御役所へ可

罷出之旨、石崎喜右衛門被申渡候との事也、

一明日御召ニ付会談有之、安芸守・予・伯耆守三人罷出ル筈也、

一廿日丁卯、晴、今日安芸守親實・予・伯耆守信元三人東御役所へ罷出ル、

公事方役人石崎喜右衛門被申渡候は、稻荷村*百姓共出入之義ニ付、双方より書付差出し候、因茲社中へも被相尋筋有之候條、小百姓共より書上候趣、一々其断ヲ仕差出し候様ニとの事也、文段相綴ニハ不及、其訳ヲツツ書仕返答候様ニ申上候様ニとの事^{ニ而}、双方より之書付此方へ被相渡也、

*稻荷村・稻荷社もあり、伏見街道沿いは明前町として開けたが、村落部の実態は明らかでない。近世の村高は、享保十四年総高五六八・八九三五五石、知行の内

訳は、玉虫左兵衛代官所(幕領)一八・九六八石、稻荷社領一〇六・八九六〇五石、北小路御局明知七七石、東福寺領一九〇石、南禪寺領一三四・九五五五石、清和院領四一・〇七四石。

一今晚月番目代家^{ニ而}社中会談有之、小百姓共より書上候書付之内、山札之事有之處、右山札之義元來百姓八人所持仕居候處、板倉内膳*様之時、式拾武人へ被下候との義ヲ書上候ニ付、言語道斷之義如何可仕哉との相談也、山方之義殊山札之事故正官五人・本願所愛染寺も出座^{ニ而}書付認ル

也、留別ニ有之、尤元禄八年本百姓・小百姓一列之山内之法渡^(度)山札一枚二付老人より外遣申間敷との領掌証文、又小百姓共山内^(而)不届仕候節取置候証文共、且小百姓仁右衛門相果候砌村公用不相勤ニ付看望人之義小百姓共より願候ニ付、庄や・年寄共より取置候証文其外一二通山内之義二付^(而)之証文写差出ス【也】(筈也)、

*板倉内膳・板倉重矩。元和三年(一六一七)生。父は島原の乱で戦死した重昌。寛永十一年(一六三四)従五位下主水佑のち内膳正、従四位下侍従。寛永十六年三河中島一万石。万治二年(一六六〇)大坂定番、一万石加増。寛文五年(一六六五)老中、翌六年二万石加増。寛文八年五月十六日京都所司代。寛文十年十一月三日再度老中。十二年一万石加増都合五万石、下野烏山に移封。十三年五月二十日卒。五十歳(『寛政重修諸家譜』一卷一五〇頁)。この時期は寛文八年から十年の京都所代在任中。

一廿一日戊辰、晴、今晚上神主備後守親冬・目代伯耆守信元御奉行所へ昨日之返答書持參、石崎喜右衛門退下二付私宅ニ被參、右書付^(并)証文之本紙写ともニ被相渡候處、証文本紙ともは被戻、書付共被請取也、小百姓共書ヲ工にて右之出入取企候訳共被申談候由也、

一廿三日庚午、晴、今夜方内より書状來、如先日芸州と予兩人へ來ル、明廿四日三ツ時社家中之内東御役所へ武三人可罷出旨公事方より被申渡候との事也、

一廿四日辛未、晴、今日御奉行所東御役所^(前)高野豊前守殿へ中神主近江守親

友・予・伯耆守三人罷出ル也、庄や・年寄・本百姓共・小百姓共不残出ル也、則触状使之義本百姓・小百姓対決有之也、社中へは山札之訳被相尋迄也、小百姓共申分ハ板倉内膳殿之時分、村中之札四拾五人之者共も

らひ候との申分也、因茲段々左様之義^(而)は曾^(而)無之、社中より差出し則元禄年中山内之法度山札等之義相改申付候ニ付、本百姓・小百姓共ニ社中へ証文迄取置候旨申上ル也、豊前守殿仰ニは左様^(而)可有之、稻荷山之札内膳殿より可被出子細無之候、社中より不出して何方より可出哉、

其訳は返答書^(而)相立有之候との事也、其上ニ本百姓・小百姓段々論^(輪)読

有之候處、兎角豊前守殿思召入庄やとも小百姓小高之者ヲせたけ候様ニ御聞込之意味ニ聞へ候也、小百姓とも申分只歩役之義何もかも小百姓計相勤候様ニ事をまきらかし申上也、庄やとも其訳ヲ急度不申開、豊前守殿ニも双方之申分取御聞分無之様ニ被存也、因茲先今日はいつれとも勝劣無之、重^(而)之御裁許之様子也、予一人仕社法古例之義共申弁候故、小百姓共^(一)との外腹立仕なさけなきやうニ申也、然とも本百姓・小百姓相立候訳、古來之訳不申上候^(而)は難成故有底之訳申上ル也、

一今日伏見御役所へ斎公先日之御請旁々御出也、北条遠江守殿ニは御用有之ニ付、用人田中孫左衛門・与力長瀬久右衛門と被出合候由也、役所之格式御公用筋之事は番所へ向出ル也、遠江守殿へ之礼式等之義は玄関へ向參候由也、

七月大

一朔日戊寅、晴、今日之神供如例目代家ヨリ調進、儀式等如例、
(付箋)『蹴鞠入門』

一四日庚巳、晴、今日予蹴鞠之御門弟相濟ニ付飛鳥井中将^(一)殿・難波三位^(二)殿・御札二伺公、取次松本丹波翁故、則同道仕也、且松本筑後為絢四本掛り之願相済候ニ付、今日一所札被相勤也、予門入之義は去正徳五

年二案内状被出候へとも、取次御異別当小栗栖雅楽頭二候處、本社並と申訳故並と申義難心得、其上御礼物地下並^ニ過分之事故難心得旨理屈ヲ申今年迄延引之處、松本丹州へ入魂之上非藏人^井當所社職之格相立候て今度案内状も取直し、則御免状も飛鳥井家より今日被下之也、因茲案内状當所も松本丹州ニ書直り被出也、然とも年月は正徳五年分ニテ出ル也、御免状之年月も同事也、御礼物之事（本文空白）、御両家へ延紙拾東宛・同両雜掌中へ白銀一両宛也、都合四両也、飛鳥井殿^ニは御逢被成也、雜掌頭本多左京・市岡監物兩人也、今日は市岡監物被出也、則吸物二御酒被出也、難波殿雜掌河村伊織・棚橋織部兩人之内、今日は伊織被出、吸物・御酒出ル也、三位殿へは御當番故無御逢也、御許状は飛鳥井家計より出ル、難波家ハ案内状計也、予今度御許容之色如左、

絹戾子上井糸紐

鴨脣錦革

絵袴

右之通也、地下之輩之色とハ五六段上也、御免状も堅状也、地下方ハ折状也、御両家共首尾能御礼相勤大慶々々、

*¹飛鳥井中將・飛鳥井雅香（あすかい・まさか）元禄十六年（一七〇三）六月七日生・明和二年（一七六五）十二月十八日没。六十三歳。權中納言飛鳥井雅豊の養子（実は内大臣西園寺致季の次男で權大納言花山院持実の猶子となる）。享保七年に從四位上、同十年に正四位上に進み、同十二年に左中將に任ぜられる。子に雅重がいる。

*²難波宗建（なんば・むねたけ）元禄十年（一六九七）七月十五日生・明和五年（一七六八）十一月五日没。七十一歳。前姓・飛鳥井、院号・大徹院。非參議難波宗尚の子。母は飛驒守重照の娘。享保八年に從三位、同十二年に正三位に進む。代々、蹴鞠をもつて奉仕しているが宗建は頗る妙演

で、水練の術にもすぐれ、溺れる者を助け名を高めた。子に宗城がいる。

一五日辛午、晴、今夕如例年下神主家へ明日献上之花揃之祝義二参也、例之通祝義之夕飯出ル也、

一今日從関東斎公へ御用之御状來、伏見北条遠江守殿より被相達也、

一七日癸^(甲)申、晴、申下刻計夕立、今日之神供如例自当家調進、儀式等如意例、且今日如嘉例当家^ニ祝義有之、社中各上下^ニ来祝、素麺出ス、鉢之飯も如例出ル也、

一今日御諸司・御奉行所へ為御礼安田大蔵親安被参也、

一十一日戊戌^(丁)、晴、今日京都御奉行諏訪肥後守殿関東へ御下向也、御立身之由也、江戸御町奉行ニ御昇進之沙汰也、珍重々、予も為御悦昨夕御屋敷へ致伺公也、

八月小

一朔日戊申、晴、今日之神供如例松本出羽島道家ヨリ調進、儀式等如例、一今日之為御礼御諸司・御奉行所へ安田大蔵親安被参也、伏見御奉行へハ權預被頼参也、

一五日壬子、晴、今夕月番ニテ会談有之、今度伊勢大夫繼目之合力之義先達^ニ頼来ニ付、社中より祝義遣相談也、予不及出席也、正官四人よりハ鳥目武百五十文宛也、上神主ハ他所ニ被居候故、連中ニ不入也、惣^ニ他所居住之輩は祈禱所^ニ無之故連中ニ不入也、

口狀

從伯殿仰ニハ社職転之壱通御下知、來ル廿九日御渡し可有之候間、
右衛門・友之介兩人へ申付集させ、月番方へ例之通取上置也、正官五人
相殘^レ箱ヲしめる、予ハ不參也、

一廿日戊辰^(丁卯)、雨降、今朝下神主觀夏より申來、權禰宜松本讚岐為童昨夜死去
之旨、弟【為】(家)豊より被相達候由故、令知之之旨也、伝奏伯殿へハ
正禰宜公広幸當番故、相頼彼相届との事也、

八月廿六日

伯家雜掌

一廿日戊辰

^(丁卯)

、雨降、今朝下神主觀夏より申來、權禰宜松本讚岐為童昨夜死去

之旨、弟【為】(家)豊より被相達候由故、令知之之旨也、伝奏伯殿へハ

正禰宜公広幸當番故、相頼彼相届との事也、

御殿預殿

目代殿

一今夜月番之亭^{三面}五人会談有、禰宜・祝転任入職之相談也、予ハ不快故不
參也、

右之通申來三付、則禰宜・祝入職之輩へ五人より申達ル也、月番下神主
より被廻之也、

一廿一日庚巳^(甲戌)、晴、今朝祓川壱岐觀茂被參、今度入職之木口ニ候故為届來
入之旨也、伝奏へ之執達宜頼入候との事也、五人之正官へ被參例式也、

一廿二日辛午^(庚戌)、晴、今日伯殿へ禰宜・祝・氏人觀茂入職転任之言上書差上
ル也、中神主親友・予持參、此序親茂叙爵之願書小折紙等も差上候様ニと
の相談^{三面}則持參之処、予了簡^{三面}先一應伯殿へ相覗候上^{三面}差出シ可申、
宛也、

一廿八日丙戌^(乙亥)、陰天、今日松茸牙切之為註進安田大蔵親安御諸司へ被參也、
町御奉行所へも御届被申候、

一今日月次之御祈禱之天麻獻上仕也、權預持參仕也、

親茂叙爵之義も早速願上度奉存候故、言上書等持參仕候、如何可仕哉、
序ニ差上可申哉蒙御命候上^{三面}令差上可申奉存旨申入候處、転任入職之義
御聞届被成候、位階願之事転任入職之補任状相済候上^{三面}可差出との事也、

一廿六日甲申^(癸酉)、晴、今日松茸之番小屋掛ル、社中地下不殘出ル、尉右衛門・
友之助下知之為二出ル也、

九月大

一今日伯殿より正官五人へ書狀來ル、如左、

一朔日戊子^(壬午)、晴、今朝之大神供如例當家ヨリ調進、願主丁子屋吉郎兵衛也、

辰ノ上刻獻上等仕之輩中神主親友・予・目代信元・正権宜公広・権補宜親定・
権祝治建・下社権宜為亂・上社権宜高道・田中社祝親茂・権預・権目代信令・
権補宜以下田中祝転任人職始テノ出勤也、儀式等如例、神供畢テ田中祝
親茂出仕之裝束ニテ來入、今日初出勤之屆、且當家ヨリ入職之祝物酒肴
ヲ送遣之謝礼として來入也、

一四日辛卯(庚辰)、晴、今日御諸司江中神主近江守親友參上、松茸一番取六日・七日
比可然之旨註進之處、六日・七日は 法皇様 修学寺へ御幸*二付差合
候條八日ニ一番取可有之旨也、

*『京町触集成』一二九〇

東新家方より出
明後七日法皇御所御幸二候間、火之元之儀、町々裏屋等迄隨分入念候様ニ、洛
中洛外江可令触知者也

卯九月五日

一七日甲午(癸未)、晴、今日ヨリ松茸加番始ル、社家より一人、地下より一人、
月番井松茸当やヨリ触来ル、明八日松茸一番取二候條、各可罷出、不出
方は下部老人宛可差出旨也、

一八日乙未、晴、今日松茸一番取也、御諸司与力田中権兵衛・同心日下弥

五郎・小林喜平次・早川庄九郎・直目付西野六郎兵衛・下役菱田藤石衛
門被参、当や大西近江守故祓川壱岐宅ヲ被借也、出合社中【安芸守】近
江守・安田備後守・予・伯耆守・安田大蔵・祓川壱岐・権預民部・大西
中務・松本筑後、神人方庄やとも不残出ル也、尤百姓とも不残出ル、松
茸都合六百九拾弐本 [内つぼミニ三百廿三本、ひらき三百二拾九本] 出ル

也、諸式如例、予ハ未明ニは不出、何も山内ニ被入候跡へ往、差出シ之
書付共相認ル也、

一今日例之通ぐすたけ共戻ル、社中へ拝領仕也、松茸取相済テ御膳仕有之
也、

一九日丙申(癸酉)、晴、今日之神供上神主親冬ヨリ調進、出仕之輩中上神主・予・
目代・権宜・権補【宜】(宜・祝)・下社権宜・上社権宜・田中社祝・権
預・権目代也、儀式等如例、

一今日之御礼ニ御諸司・御奉行所へ安田大蔵被参也、且昨日松茸一番取首
尾能相済候為御悦御諸司へ参フル、尤昨日参られ候与力田中権兵衛方へ
も被参也、

今日予御香宮之祭礼*為拝見伏見へ下向ス、神輿前渡御、神主束帶五位袍
騎馬而供奉也、

*御香宮神社の祭礼・神幸祭。御香宮(現在、御香宮神社、京都市伏見区御香宮門

前町)は伏見九郷の總鎮守であることから「伏見祭」とも呼ばれている。古くは
九月九日の重陽の節句に行われていたが、現在は十月上旬頃の九日間に行われる。
現行の祭礼では、三基の神輿の巡行。かつての伏見奉行が寄進した雌雄の獅子を
先頭に、猿田彦、神輿、乗馬の官司といった順で昔ながらの行列が続く。神輿の
前日には花笠行列が、大手筋アーチードから神社の間を中心に繰り広げられる。
花笠は各町内の厄除けをする神事。すでに室町時代に見られ、江戸時代には各地
区で山鉾のような練り物を考案して出したという。風流燈籠練り物と言われ、宝
暦十二年(一七六二)には「占出山」という祇園祭りに匹敵するような曳き山が
始めたという。また、祭礼中、境内にある明治時代築の能楽堂で神能が舞われる
。京都南部一帯では古くから芸能が盛んで、すでに平安時代、神社で猿樂(能・
狂言のもとになつた滑稽芝居)が行われていた。(御香宮神社のHPなど参照)

一十六日壬辰、晴、今日御諸司へ松茸一番取之註進ニ近江守親友被參、廿二日一番可有之旨申渡され候也、

一廿日丙申、晴、今日公儀より御触有、法皇様之姫宮^{*}御薨去二付、昨十九日より明廿一日迄二日之内、鳴物停止之旨相触らるゝ也、

*姫宮：八重宮、慈觀院、天皇の第十三皇女。母は秦氏なり。享保六年七月一日生。

同年八月二十四日、孝子内親王の猶子と為る。八年九月十九日、薨去。三歳。

同月二十三日、歎喜寺に葬られる。〔靈元天皇喪錄〕

〔京町触集成〕一三九六

八重宮薨去二付、今日より明後廿一日迄二日、鳴物停止之旨、洛中洛外江可相触者也、

但、普請ハ無構

卯九月十九日

一廿一日丁酉、晴、今日宗門改帳御奉行所へ差上ル也、安田大藏親友被參、右去年迄は方内松尾左兵へ方迄神人一羸持之処、今年より直ニ御役所へ致持參候様ニと當七日御触有之、帳紙等も何様之紙^ハも不苦候間、余り念入不申相認差出し候へとの御触也、方内へも例年清帳同冊へ相認一冊差遣候へとも、今年から半紙ニ認ニて何^ハも勝手ニ差遣候様ニ雜色より申來也、因茲半紙へ相認候帳一冊方内へ差遣也、鳥目式貫文例年遣來候故、今年も不相替遣候處、松尾左兵衛断ニテ不被請取也、二貫文返ル也、於御役所は証文方与力被請取候由也、尤東御役所計也、來年よりハ宗門改帳之月付九月といたし差出候様ニとの事也、

一今晚より山之加番始也、一番取之通也、

一廿二日戊戌、晴、今日松茸一番取也、當や中神主親友也、一番取之通祓川壱岐宅ヲ被借也、為奉行富田藤藏・同心小野喜八郎・中村左平次・阿川勘之丞・目付斎田右衛門・菱田藤右衛門被參、松茸つぼミ武百八十、

開七百三十本、都合千拾本出ル也、社中諸役人・庄屋・年寄・小百姓共不残出ル、儀式如例也、松茸籠返り之節、御諸司御用人中より社中へ状來ル、予方ニ有之、山内之義御用相済候旨申来ル也、尤くすだけも少計戻ル也、社中へ拝分仕祝義祝也、

一廿三日己亥、晴、夜二入テ時雨降也、今日御諸司^井与力へ昨日之礼ニ近江守親友出京、御奉行所へも又公事方与力中・新軒方与力中両組共ニ松茸例年之通社中より手紙相添遣之也、方内へも遣ス、右歩人足は正官五人・愛染寺^井家領配当之家々より出之也、昨日より山内へ社中下人老人宛差出ス也、

一今日松本筑後為絢方より新神供調進、未ノ刻時分獻上也、儀式等如例、正官は予・目代兩人計也、

九月

一晦日丙午、雨、今日松本筑後方より又新神供調進、正官五人相揃參集仕也、儀式等如例、

一今日於殿中伯殿^江位階言上之義正官五人令示談也、來三日ニ去年願上置候位階とも^井田中祝親茂叙爵之言上書差上ル答也、

十月

一朔日丁未、晴陰不決、未刻より晴、今朝之神供如例自當家調進、儀式等如例、

一三日己酉、晴、今日伯殿^江位階之願書差上ル也、上神主親冬・權目代信舍兩人伺公也、差上書付如左、

謹^ハ言上

一稻荷田中社祝親茂奉願叙爵之義、一社一同依無子細連判言上仕候条、宜御奉達奉願候、

一去年奉願上置候輩之位階之義も、此節何とぞ御 奏達被成下候ハヽヽ、

一社一同難在可奉存候、此等之趣宜御披露頼入候、以上、

享保八卯年十月

御殿預 信名

御伝 奏

御雜掌中

下社神主 親夏

右之通差上ル之処、重^而被見合、何も一所ニ御披露可被下との義也、小折紙等は去年差上ル也、親茂小折紙ハ明日ニも持參之筈也、

一十三日、時々時雨降、己未、今日飛鳥井殿・難波殿御両家へ色直り之御礼ニ参、予鞠装束柿袴被免也、因茲右御両家へ為御礼大生鯛一枚宛進上、兩雜掌立扇子代白銀一両宛遣ス也、以上四両遣也、

一廿日丙寅、晴、今日より御やしまの後、本願所之東祓川縁竹籜ニいたさる也、先年より竹苗植置、少々筍出来、空木ノ根相からみ候故、竹ノ子出生仕かたく相見ヘ申候故、木の根とも為堀、下刈等いたさせ、予南屋敷の前之竹ヲ百本計植さす也、今日迄社中誰一人ケ様之義存立、往々御社用之竹藪ヲ拵可申との忠心も無之事歎ケ數次第也、予近年社領小知ニ御修理諸雜用等不如意之義ニ心ヲくたき、右之荒地も藪ニいたさする覚悟也、下神主子親安へ申談、日用共申付ル也、

一廿三日己巳、晴、今日御諸用松平伊賀守殿用人山村源八方より予方へ書状來、御用筋之義ニ付斎公へ示談有度事候条、明廿四日伊賀守殿広間へ向、斎公御出候様ニ自下官司可申伝旨、伊賀守殿より被仰出候旨ニ申来ル也、則奉得其意候旨申答也、

十月

(付箋)『●和書真偽』

一廿四日庚午、晴、今日御諸司松平伊賀守殿へ東丸公出京、辰ノ半刻也、則用人山村源八対話^而、伊賀守殿より被仰出趣は、今度御用之御書物共真偽之義一覽之上相弁候様ニとの事也、尤從関東石之段申来候ニ付被召寄候との御事也、書物披見之事共相畢、未ノ刻時分退出也、予も京都多賀道員老亨迄出京、相待居ル也、天下ノ和書斎公真偽見弁無之候^而は関東^江被指上候^而も御用ニ不相立趣、前代未聞古今未會有之義、斎公之大慶家門之外聞未代迄^而も功名家榮難在事共也、偏斎公之學才^而未孫迄之家名ヲ耀候事至々孫々も學問勸修之基本容易不可存義也、

一廿八日甲戌、晴、今日奉行所ヨリ触状^{*}廻ル、今度出京之御奉行本多筑後守殿へ出礼之事、寺社方來十一月三日明六ツ時より五ツ時迄可罷出との事也、

*『京都町触集成』一四一〇

本多筑後方^江出礼日限之覧

十一月一日

町礼

同三日

諸寺社方

同四日

町礼 但 地役共

前々出礼仕來り候面々、右之日限朝六つより五つ時迄之内、出礼候様ニ可申触候事、

卯十一月廿五日

本多筑後守忠英は、九百石の幕臣。宝永六年(一七〇九)小姓組、正徳五年(一七〇七)遺跡、享保四年(一七一九)小姓組組頭、論年布衣、八年七月二十八日京都町奉行同年九月二十八日、從五位下筑後守。元文二年(一七三七)三月十日旗奉行に転任。三年に留守居。四年六月十三日死去。七十一歳。(『寛政重修諸家譜』一一卷一

五四頁

一晦日丙子、晴、今日御諸司江齋公御出京、一昨日申来ルニ付、今日御出也、御書物御用之義也、事済テ掛相之料理御振舞之由也、

松本筑後方より調進、正官五人相揃出勤、儀式等如例、

十一月小

一朔日丁丑、晴、今朝之神供例之通當家より調進、儀式等如例、於殿中正官五人示談、山之口開事八日過可然との事也、小百姓共山札之事予申出候へとも、何も何之評議も無之裁許相済候上之事、只今ニ而は何とも成間敷との事也、何之存計も無之、唯遊樂閑居事ヲ不弁義ヲ專逸と心掛候輩故、右之一許もケ様ニ打捨被置事下官老人神忠ヲ相勵ムト而も、已ニ不及談事故不及是非次第歎ケ敷事共也、

一三日己卯、晴、今日此度御上京之御奉行本多筑後守殿江寺社方之出礼也、從当社目代信元・上社祝穀安・本願愛染寺三人被出ル也、金子弐百疋、目録小四方ニ載持參也、

名札

以上 稲荷 社司中	進上	金子弐百疋
-----------------	----	-------

同 安田大 藏	稲荷社司 羽倉伯耆守	同 本願所 愛染寺
---------------	---------------	-----------------

一今日於殿上山ノ口開定日相極ル也、來ル十一日開筈也、

一九日乙酉、晴、今夜社中井山役人尉右衛門・友之介ヘ申渡ス、來ル十一日山ノ口開候間、十一日早天月番方ヘ山札請取ニ社中山ヘ遣ス、家来とも不残可被差越、山札不持ニ山内ヘ參候ハヽ可為越度旨、下部共ヘ可被申付旨、歩役人市兵衛ヲ以申触也、兩山役人は十日晚可罷出旨申遣也、

一十日丙戌、晴、今晚方内より触状來、明十一日天氣次第在京御目付東福寺筋御巡見可被成之旨申来ル也、因茲社中・地下中ヘ相触さす、明日山ノ口開山人柴取帰候道筋之事御巡見有之ニ付、社廻兩鳥居筋往来仕義堅不罷成候間、悉裏道より帰り申候様ニ可被申付旨社中ヘ申触也、因茲社中は丸山ノ後より御供所之裏手、或山ノ開土通ヘ帰候様ニ相定メ、御外町上ノ町ノ百姓ともヘ悉南之道ヘ廻り候様ニ急度可申渡旨、尉右衛門・友之助ヘ申渡ス也、

一今宵両山役人ヘ村中ノ山札相渡ス也、今年尉右衛門方渡し番之由也、

一一日丁亥、晴、今日山ノ口開也、夜前社中地下共ニ相触候故、社辺両鳥居馬場通ヘハ老人も山人往来不仕也、然處未ノ刻過目付衆東福寺より御帰之由告來ル故、山人往還ノ道筋指免也、

一二日戊子、晴、今晚方内より触状來ル、明後十四日御用之義有之候条、

昼四ツ前東御役所ヘ役者之内老人可罷出旨、証文方より被申出候旨申來ル也、

十一月

一十四日己丑、晴、今日東御役所江齋公御出參ル、証文方西尾甚右衛門被申趣は、

卯ノ上刻出宅、辰ノ下刻相済候由也、

一八日甲申、晴、今日當社火燒也、如例夜中ヨリ群參也、今朝之神供如例松本筑後方より調進、正官五人相揃出勤、儀式等如例、

十一月

一今日於殿上山ノ口開定日相極ル也、來ル十一日開筈也、

一九日乙酉、晴、今夜社中井山役人尉右衛門・友之介ヘ申渡ス、來ル十一日山ノ口開候間、十一日早天月番方ヘ山札請取ニ社中山ヘ遣ス、家来とも不残可被差越、山札不持ニ山内ヘ參候ハヽ可為越度旨、下部共ヘ可被申付旨、歩役人市兵衛ヲ以申触也、兩山役人は十日晚可罷出旨申遣也、

一十日丙戌、晴、今晚方内より触状來、明十一日天氣次第在京御目付東福寺筋御巡見可被成之旨申来ル也、因茲社中・地下中ヘ相触さす、明日山ノ口開山人柴取帰候道筋之事御巡見有之ニ付、社廻兩鳥居筋往来仕義堅不罷成候間、悉裏道より帰り申候様ニ可被申付旨社中ヘ申触也、因茲社中は丸山ノ後より御供所之裏手、或山ノ開土通ヘ帰候様ニ相定メ、御外町上ノ町ノ百姓ともヘ悉南之道ヘ廻り候様ニ急度可申渡旨、尉右衛門・友之助ヘ申渡ス也、

一今宵両山役人ヘ村中ノ山札相渡ス也、今年尉右衛門方渡し番之由也、

一一日丁亥、晴、今日山ノ口開也、夜前社中地下共ニ相触候故、社辺両鳥居馬場通ヘハ老人も山人往来不仕也、然處未ノ刻過目付衆東福寺より御帰之由告來ル故、山人往還ノ道筋指免也、

一二日戊子、晴、今晚方内より触状來ル、明後十四日御用之義有之候条、

昼四ツ前東御役所ヘ役者之内老人可罷出旨、証文方より被申出候旨申來ル也、

当社宗門改之節社領百姓は帳面二不載候哉と尋也、則宗門改帳持出被見

せ候故、此帳面二境内之百姓と書記候分、悉社領百姓ニ候旨申也、此分

計ニ候哉と被尋候故、社領之百姓之内門前町並ニ居申候者多分ニ有之候、

此分ハ町並より伏見御役所へ帳面差出し候故、社中へハ書付取不申候旨

申候處、左候ハ、其段書付候町並之分ハ伏見へ帳面差出候旨、残所之

分ハ先達^而差上候帳面之通ニ候と書付仕差出し候へとの事也、十七日迄

ニ差出候也、

一十七日癸巳、晴、今日先日之書付相認、東御役所へ安田大蔵頼差遣也、

則差上ル書付如左、

一稻荷社領百姓宗門改之義、伏見町並ニ居申候分は例年宗門御改之節、

町並より伏見御役所ニ帳面差上申候、當社境内ニ居申候者共之義は

先達^而差上候帳面之通ニ御座候、已上

卯ノ十一月

稻荷社司中判

右之通書付差出し候處、西尾甚右衛門被請取、事落候由也、

一十八日甲午、晴、今日在京御目付衆巡見也、松平一学^{*}殿（原文空白）

御兩人^{*}也、予御案内ニ出ル、

一今両御奉行所^江巡見之届ニ權預信章參上仕也、

*¹松平一学：松平（大継 乘有（のりあり）。宝永七年十一月十六日家を継ぐ（上

総夷隅・下總國相馬郡内千三百石）。享保七年御使番、九年御目付として大坂に

在任中、大和郡山藩主本多喜十郎忠烈が改易されたとき、城受取の役を務め、

松平紀伊守信岑に警固を託して大坂に帰った。十年六月十八日目付に転任（『寛

政重修諸家譜』一巻七四頁）。

*²御兩人：當時、在京目付は使番と両番（書院番および小性組）から各一名が任せられていることから、本文空白の一名は両番のうちの一名であろう（百日目付の註参照）。

十一月

一廿五日辛丑、晴、今日冬至也、如例今日之大神供目代家ヨリ調進、儀式等如例式也、

一廿六日壬寅、晴、今晚從伯家正官五人へ書状來、兼願上候社家中之位階八人今日 勅許 信名・信元・信舎三人は不及御沙汰候旨也、位階勅許之輩明日早々為御礼伯殿へ可參旨申来ル也、兩家三人之位階不及御沙汰との事、扱々驚人候義横邪之我意ヲ含候輩之所為と被存也、

一今晚正禰宜・正祝・權禰宜・中社禰宜・田中社祝へ正官五人より廻状出ス、位階相洛候條明日伯殿へ御礼ニ可有參上旨申遣也、

一今日花山院殿・菊亭殿^江大納言御昇進之御祝儀ニ參、鴨一番宛進上仕也、

一御両所^而御吸物・御酒出ル也、

一廿七日癸卯、雪降、今日三家方位階相洛候輩為御礼出京之由也、夜三入

テ中上神主・正禰宜・權禰宜・田中社祝被參、今日首尾能御禮相勤候旨届也、扱此方とも位階之事何とも氣之毒成義と之接拶^而急々願ヲ立候様

ニとの相談也、權禰宜既定之外は底意之程難心得輩之深切、口内ニは寧意ヲ含、外ニは飭繕之言談甚歎ケ敷義共人道之至テ可謙義也、親定老人ハ

正直明白之性質故、実ニ此度之義不心能心底相顯ル也、近衛左府公より

勅問之節一勅上り候由^而近衛殿より被押候との浮説也、是以難心得、是迄例正敷有之、中置も四年五年之例正敷有之、一社一同無子細奉願候ヲ

上々ヨリケ様ニ御答ニも不成義ヲ隔意差別を被分候事、畢竟社中ニ我意ヲ含事ヲ起シ、ケ様ニ騒動之媒ヲ被成候事不思議千万之義、末々下々迄

歎不痛様ニ、ひいき依古無之様ニ万事御政務可被成義ヲ、一社和順一同

之所も如是片落成被成方可之御為ニ候哉、非義と可申哉、非道と可申哉、

左府公之御所為との浮説一向難心得、何者之我意患心ニ候哉、乍恐も堂

上士之御政道ケ様ニも瞑暗成ものかと非歎及落涙也、畢竟二家之内我意邪

心之輩有之處、時々ケ様之所為有之事也、往々正直之神慮何可照邪曲哉、

松本織部家豈も門外迄被參、今日之届被申聞也、

一今日於伯殿月次御祈禱之太麻獻上之事、中神主被相窺候處、日次不宜候
条、來月朔日ニ差上候へとの事也、是迄不覺義珍敷事也、

一廿八日甲辰、晴、今日白川殿^江予・信元・信舎三人為御願伺公仕也、雜
掌ヲ以此度之位階いかゞ仕候訣^而両家三人之者ニ限^而不及御沙汰候哉、
何とも迷惑至極ニ奉存候、御伝^而奏之御勵ヲ以兔角相済候様ニ奉願旨御
願申入帰ル也、白川殿ニもことの外御難義氣之毒ニ被思召被下候との御
事也、近々願書を指出可申候、御所勞少々御快候ハヽ、押^而御出仕も被
成御勵可被下旨被仰出也、

一廿九日乙巳、晴、今日当家御膳也、

十一月大

一朔日丙午、晴、今朝之大神供從當家調進、儀式等如例、

一今日白川殿^江予・信元・信舎三人之位階願書差上ル也、中神主・權目代

兩人持參也、則伯殿^而御請取近々被見合御披露可被下との事也、

一今日如例年當家神供之米打也、家来共古參之者不殘參也、

一二日丁未、晴陰不決、今日伯殿^江位階之願ニ參ル、御心得被成候との事
也、

一三日戊申、晴、今日御煤拵之神事也、神供等如例目代家より調進、儀式

等如例年、殿上之儀式も如例也、

一五日庚戌、陰天、少雪降也、今日又伯殿^江位階之願ニ參ル、然処伯殿雜

掌被申趣は、三家之輩も一度は願ニ可被參事ニ候旨伯殿ニも御嘆之様子

也、此次ニ先達^而被差上候願書之内へ例書ヲ書加へ被上候様ニ可仕旨也、

予申ハ正官五人連判^而差上候事ニ候へは、私一人之了簡^而は何とも書改

差上候様ニとの義も難仕候、明日ニも明後日ニも二家両家之者共一所ニ

御願ニ罷出候ハヽ、其節御差図をも被成可被下 □ 申入帰ル也、

一【七日壬子】(六日癸丑) 六日辛亥、晴、今朝下中神主へ權預信章ヲ以
申遣、昨日伯殿へ御願ニ罷出候處、三家方よりも御願ニも可被參義と思
召候旨之口ぶりニ候間、御兩人之内今日ニも御出可給哉、左候ハヽ、伯
耆守ニも可被參候間、御示談ニて御出可給旨申遣處、中神主は甚不興之
体心外之返事也、下神主へ参、右之段權預申談候處、成程相心得候旨、
則明日可被罷出との事也、

一【八日癸丑】(七日壬子)、晴、今日伯殿へ下神主親夏・目代信元先達^而差
上置候位階願之義ニ被參候處、伯殿より被仰出は、両家之内何成共例ヲ
文言之内へ書加可差出、先日之願書は未被成御披露候間、書改テ差出し
候様ニとの事也、則下神主・目代兩人共予方へ被參、右之段被申聞也、
明後九日上神主親冬と予と持參仕等也、

一今日（原文空白）

一九日甲寅、晴、今日伯殿位階之願書差上ル、上神主親冬・予持參仕也、則
書付如左、

謹奉願言上

今度稻荷社職之輩奉願候位階之義、早速奉蒙 勅許難在次第ニ奉存候、
然は信名・信元・信舎右三人は此度洩御沙汰候段、別^而奉歎義ニ御座
候、再應御願申上候義恐多奉存候へ共、何とそ以御憐愍御【沙汰被】

(執奏被) 成下候様ニ社中一同ニ奉願候、例之義は

宝永八年三月十八日叙正五位下

信名父 荷田信友

元禄十四年十一月廿六日叙從四位下

信元父 荷田信辰

享保二年十二月廿五日叙正五位下

信舎父 荷田信元

右之通ニ御座候、且又一社一同無子細奉願義ニ御座候間、乍恐以御憐

愍右三人之者共奉蒙 勅許候様ニ御 奏達被成下候は、社中一同ニ難
在畏可奉存候、此等之趣宜御披露頼入候、已上、

目代 信元同
御殿預 信名判

上社神主 親冬同
中社神主 親友同
下社神主 親夏判

享保八卯年十二月
御伝 奏
御雜掌中

右之通相認、上神主・予持參、雜掌ヲ以申入之処、伯殿より被仰出は、
例書之義正五位下之例計ヲ一ツ書出し、從上正下トノ中置ヲ書テ可差出

旨也、上神主も予も何とも難心得奉存旨段々申入候へハ、又重而被仰出

一 例書之義正五位下之例計ヲ一ツ書出し候ては信名一人之願之例ニ成候ていかゝ二候
趣は、正下之例計ヲ書出し候ては信名一人之願之例ニ成候ていかゝ二候
間、文言之内へ信名一人成共御済し被下候様ニとの義を書入候事は成間
數哉との御事也、予申云、社中一同無子細候ニ付先達而十一人一同一列
ニ奉願候処、三人洩御沙汰ニて何共迷惑仕候上、又三人之内信名一人計
と申願之義は何分ニも得仕間敷候、既正補宜・正祝すら四位從上四品相
濟候処、上職之信元六十才ニ罷成は四品之義ヲおめくたし可申候義何と
も難義ニ奉存候、所詮三人一所ニ御願申上一人ハ不濟、老人何ニも相濟
候段は不及是非、御上之事ニ候ヘハ無是非候、又信元・信舎位階奉願候
事障ニ成候て下官位階不相濟候分は、少も不苦之段不及是非候、下官老
人計願上候様ニとの思召ニ候ハ、最早下官願をも差止可申候間逆之御憐
愍ニ三人一列ニ御披露被成被下候ハ、此上之御願ニ御座候旨申上候へは、
先書付御留置被成候との事ニ而、書付相納ル也、

一一日丙辰、晴、今夜社中神人一萬家附之家來共ニ触ヲ廻ス、明後十三
時、

日先祖荷田靈祭之旨相触ル也、

一 例書之義正五位下之例計ヲ一ツ書出し候ては信名一人之願之例ニ成候
趣は、正下之例計ヲ書出し候ては信名一人之願之例ニ成候ていかゝ二候
間、文言之内へ信名一人成共御済し被下候様ニとの義を書入候事は成間
數哉との御事也、予申云、社中一同無子細候ニ付先達而十一人一同一列
ニ奉願候処、三人洩御沙汰ニて何共迷惑仕候上、又三人之内信名一人計
と申願之義は何分ニも得仕間敷候、既正補宜・正祝すら四位從上四品相
濟候処、上職之信元六十才ニ罷成は四品之義ヲおめくたし可申候義何と
も難義ニ奉存候、所詮三人一所ニ御願申上一人ハ不濟、老人何ニも相濟
候段は不及是非、御上之事ニ候ヘハ無是非候、又信元・信舎位階奉願候
事障ニ成候て下官位階不相濟候分は、少も不苦之段不及是非候、下官老
人計願上候様ニとの思召ニ候ハ、最早下官願をも差止可申候間逆之御憐
愍ニ三人一列ニ御披露被成被下候ハ、此上之御願ニ御座候旨申上候へは、
先書付御留置被成候との事ニ而、書付相納ル也、

一一日辛酉、時々雪降、今日伯家位階之願ニ參ル、予・信元・信舎三人
之小折紙持參仕也、明日七日は御參 内可有之との様子也、
一 今日兩山役人極樂寺村へ盜松木吟味ニ遣、下人老人召連さす也、則御社
之燒印為持遣、切木口ニ悉黒印打ス也、余程取除候様子也、物數廿六本
有之、則預り証文取帰ル也、社中へ相届候処、先木之吟味仕候へとの申

付故黒印打候旨申也、

一 今日満之御祈禱如例相勤也、月番上神主親々也、

一十八日癸亥、晴、今日極樂寺庄村や・年寄共二山盜人忠兵へ召連、月番方へ向可罷出旨、兩山役人より使ヲ遣ス也、則已ノ刻計庄や・年寄共五人月番目代家へ参、下神主・予・目代・本願四人立合、庄や・年寄共二逢也、本人は先不召連候旨、段々断ヲ申也、庄や・年寄共へ申渡趣は忠兵へ義不届千万之義ヲ仕候ニ付、兎角御公儀へも御訴不申候^而は難成候条、忠兵へ老人之仕業ニ候哉、又過分之松木ヲ切候事定^而同類可有之候間、其者ヲ庄や・年寄方今一応も能々吟味仕有無之訛口書二仕、廿日迄三本人召連可參旨申渡ス也、庄や七左衛門・同治部・年寄与三兵衛其外三人之者とも段々侘言ヲ申ス也、兎角先罷帰とくと吟味仕、有無可申來旨申渡シ帰ス也、先年宝永三年ニも山盜人有之、則西光寺辻ニ晒候証文等有之候ニ付、度々之義極樂寺村ニ限^而了簡難成旨申渡ス也、

一今晚西光寺長老来曰、極樂寺村惣中參、西光寺ヲ頼社中へ侘言ヲ願候との事也、

一十九日甲子、晴、今夜月番方へ正官四人・本願所參会、右山盜人之評定也、今朝西光寺長老又侘言ニ參ニ付、此度は了簡難成旨申答候處、深草村惣中之役人共西光寺へ参、達^而侘言ヲ願也、則極樂寺村・西手村・坊村・多や村之役人とも口書ヲ以向後村之申合不届之義仕らせ申間敷候間、下^而事隙便ニ仕呂候様ニとの願也、追^而相談可申旨ニて西光寺ハ帰ス也、

一今夜權爾宜親定受領之義相談有之也、此節願書差上くれ候様ニとの願也、下中神主不同心之口ぶり也、兩家之位階未済中へ差交願候事無遠慮之義ニ候間、先延引可然被申也、予・信元達^而不苦候間、願書可被差上候旨申ス也、尚明日下神主親夏方へ親定ヲ呼其訛可被申との事也、

一廿日乙丑、晴陰不決、未ノ刻より晴、今日極樂寺村・西手村・田や村・坊村・僧坊村之庄や・年寄共侘言ニ來ル也、

一今晚目代家^而正官五人・愛染寺參会、山盜人之評議也、予ハ不快故權預ヲ出ス、各評定之上深草鄉中之侘言仕義、已來鄉中申合不届之義堅不仕様三互ニ吟味可仕旨、急度証文仕候は赦免可有之との相談^而、則西光寺長老も參、段々願ニ付証文之案紙出シ被免之也、山役兩人ヲ召寄せ、右之案紙為持遣也、鄉中之者共西光寺へ相集居候由^而、西光寺山役兩人持參いたさせ、判形等も致吟味候由也、盜取木共ハ明日此方へ持越さず筈也、則鄉中より差出し候証文如左、

(原文空白)

一廿一日丙寅、晴、今日御諸司へ如例年立松之見分届ニ權預信章伺公ス、取次ヘ申置帰ル也、

一今日深草惣中礼ニ來、今度極樂寺村忠兵へと申者御山^而不届之義有之ニ付、段々御侘申上候處、御赦免被下難有奉存候旨申來ル也、盜松木も今日山之売場持越さず也、尉右衛門・友之介立合受取也、

一今日山役尉右衛門・友之介・柵三人召連、御立松切也、杭木・鬼割木等も今日より仕掛ル也、

一三町^{*}之年寄共へ去年予内意申渡候故、今年又友之助ヲ以御前町年寄へ申通、立松之義何とそ明日より出し候様ニ可仕旨申付ル也、

十二月廿一日

一今日權預ヲ以伯殿へ位階之願ニ申遣ス也、いまた御沙汰無之由也、今月朔日願書差上候義^而いかに御病氣ニ候へハとて、いまた御沙汰不被下候との事、扱々無是非次第也、十七日御出仕も有之候由、然処御神事ニ御かこつけケ様ニ御延引之事何とも無是非仕合、兩家之難義何時歟此苦難可逃哉、悲歎令落涙也、

*三町・稻荷御前（いなりおんまろ）町、稻荷榎木橋町、稻荷中之町の三町。江戸

時代、稻荷村の北方に東福寺門前、南方に深草村があり、これらの村を南北に貫

して伏見街道が走り、街道沿いに町場が形成されたが、稻荷村内では、右の三

町だけが町場で、行政的には集落から分離され、伏見奉行支配地となっていた。

稻荷御前町は、伏見街道沿い、稻荷中之町の南に位置し、稻荷社の社頭にあたる。

稻荷社参詣人のための土産物屋や料理屋などが軒を並べた。

一廿二日戊辰、時々雪降、今日一条御城之餅松はやし立ル也、為見分御諸司歩目付・下目付兩人被参也、予・伯耆守・大蔵三人出合、御立松・鬼割木・杭木等如例相掛也、例年山内より立松持出候事人足無人故、及晚景候處、当年ヨリ予相計了簡ヲ以、昨日より為出候故、今日八ツ時迄ニ相済也、見分之役人被帰也、百姓とも拌領之御手本そくすともの事如例年、勿論庄やとも拌領物前々之通也、鬼割木之内三板管一間御社之御用木二為取也、

一廿四日己巳、晴、今朝伯殿江参、位階之願書御披露被下候哉否之義御窺申入候之旨申入候處、雜掌安川求馬被出、伯殿被仰出候趣^三、位階之義段々御心せき候へとも、兎角御病氣故不被及御沙汰候、御神樂之夜もこの外御難義^三中途より御退出程之義、夫故今年は何とも御沙汰難被成思召候との趣也、予余り之事故段々事を正テ申入候得共、兎角病氣をかしつけニ被成御押へ置可被成趣、何とも苦々敷次第也、是非共御沙汰ニ被及被下様ニと達^三願罷帰ル也、

一廿五日庚午、晴、今曉如例年二条御城御餽松差上ル也、歩人足ハ門前三町之者共より出之、宰領之役人尾崎友之介・同八郎兵衛兩人相添、立札ヲ為持差上ス也、首尾能相渡し帰ル也、此下行兩人へ鳥目二百文宛、立札持下番人へ百文御社より被下之也、

一今日満之御祈禱之太麻月番上神主ヨリ獻上、彼方故障ニテ無人故權預信

章獻上ニ參ル、先伯殿へ參候處、今日は禁中御煤拵ニ候條、明日可差上との事也、先達^三相類候處、今日可差上旨御差函故持參仕旨申入候處、

御煤之義無御考候との事也、法法御所へは今日獻上相済也、添物大の

一廿六日辛未、晴、今日又御祈禱太麻・熨斗^一把・御撫物等權預獻上ニ參上、

先伯殿へ參御案内申入候處、御人被添大典侍^一殿へ向差上ル也、御壇料白銀三枚・來辰ノ年ノ御撫物等被出之、請取帰ル也、法皇様^三も御初穂三百疋・御撫物等出ル也、

一今日伯殿^三權預^一以位階之願申上候處、伯殿より被仰出は、兎角今年は不及御沙汰候、昨日閔白様へ被相窺候處、三人相洩候義無間も願候事不可然、來春ニ成候てとくと御吟味等有之候て御沙汰可被下との事ニ候へハ、達^三は難申候條、左様ニ可相心得、是迄とやかく被仰出候事ハ悉虚言ニて、兎角來年ならてハ難済との最初より之義ニ候へとも、態と御たまし被成候との事也、何と可申哉、絶言語義とも扱々不及是非仕合也、

*大典侍殿・典侍（ないしのすけ）の上首。朝廷の奥の最高権威者あるいは奥向きの總取締。出自は羽林家・名家の出身者。（高橋博『近世の朝廷と女官制度』）。

一廿七日壬申、今日下盛之御膳仕也、朝当家、昼中神主、晚上神主也、

一廿九日甲戌、晴、今朝天王塚之松原ニ首縊之男アリ、年比四十六七歳、下番人新兵衛見付、月番目代へ相達ル也、因茲庄屋友之介境内之百姓共呼寄、先御奉行所へ庄屋友之助・年寄物兵衛・市左衛門御届ニ参也、村方庄屋共も立合ニは出ル也、午ノ刻過檢使西御役所より乾彦平様壹人被參、雜色与右衛門・物書両人參、死人吟味之上、庄や友之介・惣兵衛・市左衛門・見付人新兵へ・茶屋とも被呼、見知候人^三は無之候哉之吟味有之、曾^三不存旨申候付、則証文印形被取也、社中は安芸守・近江守・

伯耆守・本願立山被出合、於本願所吟味也、死人之吟味之場へハ社中ハ

不出合先例也、惣^而捨身者之義は如此庄屋・年寄ともより御届申来ル也、

証文等も庄や・年寄とも計也、然とも此度は月番伯耆守計は印形仕差上

ル也、社中連判ニハ不可及、壱人之判^而済候との事也、扱死人は先其辰

被差置、さらし場等之義も見分いたし被帰也、京都へ又尉右衛門相添上

ス也、御役所^而被相窶候處、如例さらし場へ差出し、今晚より明日中さ

らし置、明日ニも不相知候ハ、夜ニ入テ埋所へ埋候て可差置、御大法

三日之義なれ共、元旦之義御用捨被下候間、晦日^而相埋、一二日ニ其旨可

相達との被仰渡也、

一、今晩夜半時分くひくゝりの死骸、例之さらし場京伏見之【境】(領)境二

出之さらす也、番人ハ山ノ八兵^而、外ニやとひ悲田寺一人、出作百姓式

人番仕也、昼は百姓毫人也、

一、晦日乙亥、雨降、今日くひくゝりの所相知レ尋來者兩人有之、月番二

相届ル也、新町通四条上ル町之野口や(原文空白)申者之由也、尋來兩

人は町内之者之由也、因茲又御奉行所へ庄屋友之介・年寄惣兵衛御断ニ

罷出ル、死人之町内よりも相共ニ出也、所相知候ハ、証文取候て相済候

ヘとの被仰渡也、則証文取候て死人相渡し候由、夜ニ入テ相届ル也、

一、御本殿合祭五社

下社 次第転任職 祠官下社神主

中社 同断 祠官中社神主

上社 同断 祠官上社神主

田中社 譜第職 祠官御殿預

四太神社 譜第職 祠官目代

右五座之御本殿并内外之御鍵等は、悉田中社之祠官御殿預家譜第不易ニ奉

預也、下中上社神主・御殿預・目代、此五人ヲ自古來正官五人と称來候、次

史 料

享保八年十月 羽倉信名等位階昇進願書

東羽倉家文書C—一一一七 (七七三)

稻荷社職之次第

但南都春日社格同前

一神主方 三家秦氏 転任職

一預方 正宣三人、禰宜・祝十人

一正官一人・權職式人

一御本殿合祭五社

下社 次第転任職 祠官下社神主

中社 同断 祠官中社神主

上社 同断 祠官上社神主

田中社 譜第職 祠官御殿預

四太神社 譜第職 祠官目代

二、

正 禰 宜
權 禰 宜
祝

下社禰宜

中社禰宜

上社禰宜

中社祝

上社祝

田中社祝

權預

權目代

以上社職十七人

右三神主・御殿預・目代、此正官五人は神事神供之節

御本殿五社之内陣

二着座、一社々銘々二進退仕候、

正禰宜以下權目代迄十二人ハ

御本殿之太床左右三列座仕候、右往古より之社法格式如是ニ候、

一自古來社法式万端之捷、御公武へ之勤務一切之義、三神主・御殿預・目代、

右正官五人として事ヲ司り来候、

一明暦年中當社中絶之位階初而御再興被成下候節も、五社之祠官正官五

人は一列同時ニ叙爵、勅許被成下候、則左之通ニ御座候、

明暦三年十一月廿八日 叙從五位下

下社神主 秦公慶 時三十六才

同年同日 同断

中社神主 秦親修 同年

同年同日 同断

上社神主 秦為穀 四十六才

同年同日 同断

御殿預 荷田信詮 十六才

同年同日 同断

目代 荷田延重 四十八才

右之通 勅許被成下、其後段々昇進仕来候、

一禰宜・祝・權職は正官ニ昇進不仕候内は位階之義御願不申上候處、

元禄年中二月初而禰宜・祝・權職へ叙爵被成下候へ共、加級之義正官二人

不申候へハ御願不申上罷在候、且又

宝永年中迄は職官位之義三家・兩家分々銘々二御願申上候へ共、おなし社之職官位分々銘々ニ願候事不宜義ニて、自ラ我意ヲ企之輩有之、色々騒動仕候故、双方互ニ和談之上一社一同於無子細は、正官五人連判ヲ以言上仕候様ニと御伝奏ヨリ静謐之御下知状被出置之、其後一社一同仕禰宜・祝・權職等も、宝永年中より加役之御願申上段々昇進仕、既ニ禰宜・祝之内ニも四品迄、勅許被成下、一社之大慶難在奉存義ニ御座候、此度位階願候輩如左、

従四位上

相濟 下社神主親夏

同断

相濟 中社神主親友

同断

相濟 上社神主親冬

正五位下

御殿預信名

従四位下

代信元

従四位上

相濟 正禰宜公広

従五位下

同 正 祝政也

従五位上

同 権禰宜親定

従五位下

同 中社祝家豊

正五位下

田中社祝親茂

正五位下

權目代信舍

右十老人先位之叙日も同時ニ而、一社一同子細無之一列一所ニ御願申上候處、八人は相濟残テ信名・信元・信舎三人は不及御沙汰候段、座次之次

第も超越ニ相濟候仕合、既ニ正禰宜公広四位之従上、正祝ニ而無例政也四品、且又權禰宜親定正五位下、右三人とも下臍末之社職ニ候へ共相濟候處、先例も中置之例も正敷有リ之、殊ニ正官之信名・信元洩御沙汰候事、

社職之冥加も失申仕合迷惑至極奉歎義ニ御座候、

荷田氏兩家之例

御伝 奏

明暦三年十一月廿八日 一叙從五下 御殿預 荷田信詮

寛文二年十一月十四日 一叙從五上 同 同

元禄二年十一月廿六日 一叙正五位上 同 同

元禄五年十一月廿八日 一叙從五下 権預ノ時 荷田信友

元禄十二年十一月廿八日 一叙從五上 御殿預 同人

宝永八年三月廿五日 一叙正五位下 同 同

明暦二年十一月廿八日 一叙從五位下 目代 荷田延重

寛文二年十一月十四日 一叙從五位上 同人 荷田信辰

寛文十一年十一月廿一日 一叙從五位下 同人

貞享元年十一月廿七日 一叙從五上 同人

元禄二年三月十八日 一叙正五位下 同人

元禄十四年十二月廿六日 一叙從四位下 同人

右之通先例等分明之處此度三人之者共洩御沙汰候段、迷惑至極奉歎計二

候、

一御伝 奏白川殿へ差上候願書
謹而言上

一今度奉願位階之義社司中一同相談依無子細奉連判言上候条、御 奏

達被成下候は、社家中難在可奉存候、此等之趣宜御披露可被下候、

以上

享保七寅年十一月
目 代 信元 同
御殿預 信名 判

上社神主 親冬 同
中社神主 親友 同
下社神主 親夏 判

御伝 奏

御雜掌中

右之通差上ル也、例書等一社一同ニ相認別紙ニ差上也、

(横仮綴、一六・八×四四・四四、三丁)

御伝 奏
御雜掌中

右之通差上候処、去年は一列ニ無御披露候ニ付当十月ニ又願書上ル也、
謹而言上

一稻荷中祝秦親茂奉願叙爵之儀、一社一同依無子細連判言上仕候条、
宜御 奏達奉願候、

一去年奉願上置候輩之位階之義も、此節何とそ御 奏達被成下候は、
一社一同難在可奉存候、此等之趣宜御披露頼入候、以上、

享保八卯年十月
目 代 信元 判
御殿預 信名 判

上社神主 親冬 同
中社神主 親友 同
下社神主 親夏 判

羽倉信名の官位昇進をめぐる動向

谷川 愛
一、羽倉信名の任官

羽倉信名の官位受領の過程を見ることにより、稻荷社の社司の官位執奏の実態を明らかにしていきたい。

はじめに

享保八年（一七二三）の『羽倉信名日記』には、稻荷社神官の任官と叙位に関する記事が多くみられる。その契機は享保七年十一月十一日に神官全員の官位の受領を神祇伯白川雅冬王に提出したことである。稻荷社の社家官位執奏は白川家が管掌していたこと、官位出願の際に正官五人の連署状が必要であること、神主は天皇綸旨により補任され、白川家が下知したこと、^①とは藤井祐介氏によつてまとめられている。^②また、寺社における官位執奏に当たり、白川家が武家伝奏の内意を得るのが通例であったことは、大屋敷佳子氏によつて明らかにされている。^③さらに、官位執奏に際して勅許の事務手続きと、白川家への「宣下」通知は職事により行われ、神主職補任でも職事は天皇綸旨を奉じるとともに、「宣下」の旨を白川家に伝えるなどの実務を行つていていたとされている。^④

本家記ではその官位執奏の実態を詳細に見てとれることができる。本稿では、信名の任官と叙位について、関連記事を拾いながら、それぞれの経緯を見ていく。併せて関白一條綱平の『綱平公記』^⑤より、白川家および関白、議奏の動向を補うことができる。両日記からは、社家官位執奏において、関白や武家伝奏の内意が大きく左右していたこと、正官のなかにおける三神主と御殿預および目代との格差などが見えてくる。それに対して、羽倉(荷田)信名は自家の正統性の主張を行う必要が生じたと推察できる。

享保七年十一月十一日に正官五人が提出した神官全員の官位受領の言上書に対し、同十五日、人数が多すぎるので、今回は正官五人および禰宜・祝のうち一、三人とするよう白川雅冬王より指示される。そこで正官五人と正禰宜・権禰宜・権祝までの八人の願書を翌十六日に提出し直した。さらに、十九日、関白よりの伝達として、位階については四年おきの披露はできないので、当年（享保七年）は位階の披露はできないことが伝えられる。そして、二十六日になり、今回は三神主のみ任官の披露をすること、御殿預以下は明春早々奏達される旨、関白二条綱平よりの内意があつたことが雅冬王より伝えられた。結果として位階は享保七年には全員叙位されず、正官のうち下社神主・中社神主・上社神主の三神主のみが任官され、御殿預である羽倉信名以下は任官が認められなかつたのである。『綱平公記』には、十一月十三日に雅冬王が関白の許を尋ね対面しており、同十七日も雅冬王と「一所内語申也」とある。さらに、二十日には職事の葉至来胤が訪れて対面したが、稻荷社家八人の受領などについて「少々所存も有之候へ共、先書被加、其上は御沙汰可有之候由申入」と記している。翌二十一日には再度雅冬王が訪れている。勅許に当たつては、白川家や職事が度々関白二条綱平の許を尋ねて内意を得ている様子がわかる。以上が享保七年における背景である。そこで、年の明けた享保八年早々から、信名が任官に向けた活動を行うことになったのである。

享保八年正月十二日、受領の願いを早く出すよう正官五人が相談し、十

五日夜、信名は中神主大西親友と相談した。中神主は今度は催促にのみ行くべきとの意見であったが、信名は願書を出すべきと主張した。その理由として、旧冬の受領では三神主が済み、信名と目代以下が済んでいないこと、明暦年中に稻荷社で中絶した位階が再興された際には、叙爵の勅許も正官五人が全く一緒に済んだこと、若輩の非蔵人が、旧式や社例も弁えず一人で議奏したのが原因の可能性があるなどと述べている。そこで、中神主も了解し、二十日前後に書付を差し出す予定と内談した。

正月二十一日、信名ら五人の願書の案紙について下神主安田親夏・中神主および目代羽倉信元と相談したうえで清書し、翌二十三日に白川家へ年礼の後、上神主安田親冬と信名が願書を提出した。この最初の願書は、御殿預信名・目代信元・正楠宜毛利公広・権楠宜松本為重・権祝大西親定五名の任官の願書である。内容は、一社一同子細無く連判して言上することを明記したうえで、先ず下社神主・中社神主・上社神主の三人の受領が旧冬に勅許を蒙つたことに礼を述べ、しかしながら明暦年中には正官五人が同時に位階の叙爵を受けた前例があるにもかかわらず、旧冬では御殿預・目代の受領が認められず嘆いており、今回は勅許されるよう披露を依頼している。

『綱平公記』によると同月二十五日に白川雅冬王が閑白のもとを訪ねている。閑白と白川が具体的に何を話し合ったのかは記されていないが、翌二十六日の夜、閑白と武家伝奏の内意により、今回は御殿預と目代のみで、夏になつてから楠宜・祝は願うこと、「当初午神事之節も正官五人一列ニ相勤候、公武之御用も御座候条、御憐愍ヲ以此度相済候様ニ奉願旨」を加え、書き直して明日・明後日のうちに再提出することを雅冬王より指示された。そこで、翌日雅冬王の指示通り書き直すことになつた。この際、正楠宜より、楠宜・祝のうち正楠宜毛利公広一人のみを加えて欲しいとの願いがあ

つた。それでは閑白らの内意に沿わないという意見もあつたが、下神主は御殿預と目代二人の願書と正楠宜公広を含めた三人の願書を「通用意するように指示している。そして二十八日に、中社神主親友と目代信元が願書を白川家へ再提出した。ここでは二十六日の指示通り、今年の初午神事の際に正官五人が一列に幕府の御用を勤めることが書き加えられた。「通用意したことに対し、雅冬王からは閑白および伝奏の内意と違うことを指摘されたも、提出者の意見が求められた。そこで中神主は、最初に国守に任せられた毛利出雲守公治の例を挙げ、三人の願を主張し、目代信元もほぼ同意したため、雅冬王は両方を受取り、状況次第で沙汰することとなつた。翌二十九日、雅冬王へ伺公し、職事葉室來胤へ三人の言上書等を披露したことを知らされた。

しかし、正月晦日、雅冬王よりまた書き替えの指示が出た。初午のことを除くこと、例書は明暦年中の位階ことではなく、出雲守の例とすることを指示される。信名はあまりに転々と書き替えを求められたことに不審を抱き、事実を確かめるために、白川家へ参上した。雅冬王は願書が適当であつたとしつつも、閑白・武家伝奏の指示なので書き直すこと、初午と明暦年中のことは別紙としての提出を指示された。

二月朔日、願書を再々提出し、すぐに職事へ渡すことを告げられている。この時の言上書では、三神主が旧冬に受領を蒙り、間もないが御殿預・目代・正楠宜の依頼をするという内容に削ぎ落とされた。再提出の際に付け加えた初午神事と明暦年間の例については別紙として白川家のみに口上書として提出された。

これは無事披露されたようである。『綱平公記』二月三日条には、「葉室頭弁入来、対面、申三河守稻荷正楠宜泰公広、申河内守稻荷社御殿預荷田信名、申伯耆守稻荷社目代荷田信元、社中より添状にて内覽、一覽之処無

所存、且内々頼也、宣命 沙汰之写、則持參被申候也」とあり、葉室が内々の依頼として綱平の内覽を得ており、綱平は所存が無いと答えていることがわかる。その後信名は初午前に任官されるよう、白川家へ一月四日と十一日に挨拶に行っている。十一日には、前内府櫛笥隆賀邸へ参上した際、家司の近藤木工が挨拶に出て、受領の願いが内々済むと伝えられる。そして二月十三日、雅冬王から三人の受領が勅許されたとの知らせが届いた。正月二十二日に最初の提出から二回の書き直しを行い、ようやく任官の勅許が出たのであった。初午前の勅許を再三願い出でていたが、初午は一月八日であったから、結局その願いは叶わなかつたことになる。

勅許の内示を受け、二月十四日、議奏衆である権大納言広橋兼廉・中納言園基香・同櫛笥隆成らへ礼に参上している。二十六日には口宣案の礼として正官五人はそれぞれ金百疋、補宜・祝は鳥目三十疋と打ち合わせている。これは通常通りの額であったようだ。二十九日、白川家へ中神主大西親友と信名が参上し、口宣案が内々出ること、受領が済んだ者からの礼物の品を覚書で指示された。同日、京都町奉行所へ改名の届を提出した。稻荷社を管轄としている雑色の松尾左兵衛へも同様に届けている。最終的に、三月十三日、勅裁の綸旨が出た。正補宜松本為重が拝受のために伝奏方へ伺公した。正補宜が伺公するのが恒例であったようである。

以上、羽倉信名らの任官の経緯を見てきたが、社家官位執奏は白川家の管掌ではあるが、実際に勅許に至るには、白川雅冬王は関白の許を訪れ、内諾を得てから執奏していたことがわかる。また、職事葉室来胤も勅許の前には関白の許を訪れて異存の有無を確認している。武家伝奏も他の寺社の例によれば、職事に附される前に内々の打診を受け、小折紙、例書等を内覽、職事に附されてからもう一度確認する、という形で官位補任に介入していたことから⁶⁶、武家伝奏についても関白同様に白川家が内意を得て

いたものと考えられる。関白らの内意が度々変わったことに対して詰問した信名に対し、白川家は同情を示しながらも、関白らの内意は絶対であると伝えており、社家官位の執奏に当たっては、関白や武家伝奏の意向が強く反映されていたことが明らかである。

二、羽倉信名の叙位

一方、享保八年八月になり、叙位の願いに関わる記事が出て来る。契機は八月十九日に権補宜の松本為重が死去したことである。そのため、同二十三日に権補宜以下が一席ずつ繰り上がる転任と、新たに末席である田中祝への入職の言上書を提出した。その際、位階の願書は入職および転任補任状が出た後に提出するよう、白川雅冬王より指示された。入職・転任の補任状は問題なく同月二十九日に渡された。九月は松音採りに神官一同が忙殺されたようであり、しばらく位階に関する記事は見られない。九月晦日になり、殿中において八月に新たに入職した田中祝祓川親茂の叙爵願と神官全員の位階の言上書を翌三日に提出するよう、正官五人の示談で決定した。内談通り、十月三日に雅冬王へ位階の願書を提出した。先ず、任官の時同様に、一社一同が子細なく言上していることが記され、田中祝の叙爵を願っている。次の一つ書きで去年願い出た位階の奏達を願い入れている。言上書は家記本文にあるが、この時までに提出した位階昇進願いの一連の控と思われるが、本報告書に掲載した「羽倉信名等位階昇進願書」である。

『綱平公記』によると、十一月十日、右中弁の坊城俊将が綱平の許を訪れているが、その話題のなかで、先達て白川雅冬王より「稻荷社々司位階申上ル中五年」を一覧したとある。享保七年の家記に閏日よりの伝達とし

て、位階については四年おきの披露はできないとあつたが、ここでも中五年であることが記されており、綱平が中四年では執奏できないことを主張していたことが傍証される。そして、同二十六日、享保七年十一月十一日に願書を提出した社家のうち、三神主および正権宜・正祝・権権宜・権祝・上社祝八人の位階が勅許となり、御殿預信名・目代信元・権目代信舎の三人のみが勅許されなかつた。任官のときと同様のことが起きてしまつたのである。翌二十七日、勅許を得た者は白川家へ礼に行き、夜に入つて中神主・上神主・正権宜・権権宜・田中社祝が信名の許へ来て、御礼の報告をすると同時に、信名らが急々に願いを提出するよう相談した。信名は誰かが悪意をもつて勅許を妨げたのではないかと推測し、紅涙を浮かべ悲憤慷慨している。同二十八日、白川家へ信名・信元・信舎三人が伺公し、三人の叙位願を依頼した。白川殿も非常に氣の毒に思つており、人々願書を提出し、所勞が良くなつたら、勅許のための活動をしてくれると聞いて帰宅している。

先に触れた「羽倉信名等位階昇進願書」の中に、「位階願候輩如左」として十一名が挙がっているが、信名・信元・信舎以外の名前の右肩に、それぞれ「相済」と記されている。従つて、この部分は少なくとも享保八年十一月二十六日以降に書き加えられたものであることがわかる。

十一月朔日、信名ら三人の願書を雅冬王へ提出した。披露してくれるとのことであつた。翌一日白川家へ願いに参上する。五日に再び白川家へ参上したところ、三神主の誰かもお願いに来るよう伝えられる。そこで七日に下社神主と目代信元が願いに参上する。すると、先日の願書はまだ披露しておらず、書き直しを命ぜられる。

再提出した言上書の内容は十二月九日条にある。冒頭で位階勅許の礼を述べ、信名ら二人が洩れて非常に嘆いているので、再応で恐縮であるが執

達を依頼している。続けて信名・信元・信舎の父の例を挙げている。書き直し前の言上書は管見の限り記録されていない。しかしながら、白川家からは例書について、正五位下の例を一つだけ書き出すこと、信名一人のみでも済ませてくれるようとの文言を入れるよう指示される。これに対し信名は猛反発し、自分一人でも済ませてくれるような願いはできない、他の二人は済んで自分一人が済まないと云ふことなら、我慢できると反論している。そこで、白川家が折れ、願書が受理された。

同十六日、信名ら三人の小折紙を持って、雅冬王のところへ位階の願いに参上する。その後、二十一日にも権預信章が白川家へ願いに行くが、未だ御沙汰がないと聞かされる。二十四日にも信名が参上するが、雑掌より病氣を理由に今年は御沙汰できないのではないかと知らされる。しかし、是非ともと依頼して帰ってきた。二十六日も権預信章が同様に参上したところ、今年の御沙汰はないこと、来春になつてからよく吟味したうえで御沙汰をするとの申し渡しを受けた。信名はこの事態に対し憤りを露わにしている。

結局信名が正五位下を勅許されるのは、享保十年二月一日のことである。三神主など他の神官から遅れること一年以上かかつて叙位されたことになる。任官に続き、叙位においても三神主から遅れたことによる信名の心情は察するに余りある。家記でも他の記事に比べ、その憤怒と悲歎が吐露されている。享保十年の『要門之家記』⁽⁶⁾においては、位階勅許に喜悦しつつ、二年前より日夜この大願に身命を賭していただが、何かと障害があり成就しなかつたことを回想している。また、大乳人やその弟に働きかけたことが特記されている。

ここにおいて、信名は羽倉家の正統性を改めて記録する必要性を感じたと推察できる。そこで記されたのが、信名が著述した『稻荷社法格式之略

記』⑥ではなかろうか。『稻荷社法格式之略記』には享保八年十一月の言上書を記した直後に、「右之通奉願候へとも、去々年已來十今御沙汰も無御座、昼夜愁鬱ニ沈罷在候」とあることから、本文は信名が叙位される直前の享保十年正月に執筆されたものと推定できる。また、その後に朱書で、「兎角不及御沙汰、翌辰年中も同時ニ而、漸已ノ年二月、御殿預信名老人正五位下相済申候、信元・信舎義、其後伯家へ日々御願申候へとも相済不申候、去午ノ年両家目代父子・権預信章加級、三家禰宜・祝四人計相済、両家之三人ハ不及御沙汰候、右段々之様子、両家之恥辱絶言語奉歎、昼夜愁鬱ニ沈罷在候事」である。従つてこの朱書部分は享保十二年に書き加えられたものと考えられる。

『稻荷社法格式之略記』には、稻荷社の由緒を記しながら荷田氏の稻荷社における役割を述べている。そのなかで、稻荷の社号は、五穀の最上である稻に地主荷田明神の「荷」を合わせて「稻荷」となったものとの説も出している。社職の官位のことについては、家記の言上書にもあつたように、明暦二年に中絶していた位階再興の際、正官五人一同が叙爵されたこと、宝永年中以降、三家・両家一同が相談して合意したなら、五人連判の言上書を差し上げることなどが記されている。そして、最後に目代家の正統性を主張している。

享保七年以降、官位受領において、正官のうち三神主と御殿預・目代両家の差が歴然となつてしまつて、荷田氏の正統性を主張する必要が生じてきた。そのため、稻荷社や荷田氏の由緒などを著述するに至つたのである。そこで著されたものが、『稻荷社法格式之略記』であると考えられる。信名が旧例遵守を主張していることは、正月一日の謡初

の装束、正月三日の惣戸の開閉、正月七日の白川家よりの廻状、二月十六日の初午の祝儀振舞など、享保八年の家記にも散見している。
三神主をはじめとする秦氏系の神職らと羽倉（荷田）家との間で任官の時期に差がついたことは、関白や武家伝奏側に差別化する意図があつたのか、あるいは信名の主張するような社家内の問題であつたのかどうかについて、本稿では明らかにすることはできなかつた。今後羽倉家日記の研究会を続けるなかで検討して行きたい。

註

① 藤井祐介「神祇伯白川家の神社管掌と武家伝奏・職事」、『近世の天皇・朝廷研究大会成果報告集』、学習院大学人文科学研究所、二〇〇九年、九五一一八頁。

② 大屋敷佳子「幕藩制国家における武家伝奏の機能」、『論集きんせい』七・八号、一九八二・八二年。また、高埜利彦『江戸幕府と朝廷』（日本史リブレット三六、山川出版社、二〇〇一年）でも武家伝奏が神職の官位を掌握していたことが記されている。

③ 藤井祐介前掲①論文。

④ 『三条家記録・綱平公記』写真帳、一九八五年撮影、東京大学史料編纂所蔵。

⑤ 大屋敷佳子前掲②論文。

⑥ 羽倉信名筆『享保十二年要門之家記』上下、東丸神社蔵、B一一一五四（九四〇）・五五（九四一）、平成二〇〇年度國學院大學特別推進研究「近世における前期国学の総合的研究」成果報告書、二〇〇九年。

⑦ 伏見稻荷大社編『稻荷大社由緒記集成』続祠官著作編、伏見稻荷大社社務所、一九七九年。

羽倉信名の蹴鞠入門にまつわる諸史料について

を行なっていただきたい。

一、享保八年『家記』の記述と東丸神社所蔵の蹴鞠関連史料

官部 香織

それでは、前節において示した五つの要点に従つて順に見ていただきたい。

はじめに

荷田春満の実弟であるとともに、その門弟でもあつた羽倉（荷田）信名の日記（『家記』）の享保八年（一七二三）七月四日条に、蹴鞠の入門を果たしたことが記載されている。この蹴鞠入門に関して、当初、信名の希望通りに事が運ばなかつたこともあり、その経緯も含めて比較的多くの行を費やして入門にまつわる始末が書き付けられている。

まず、七月四日条の内容について、その要旨を左に掲げておきたい。

- (一) 蹴鞠の入門についての飛鳥井家、難波家への御礼
- (二) 松本為絢の「四本掛り」の伝授願の御礼
- (三) 発行された御免状及び案内状の日付が異なる理由について
- (四) 飛鳥井家、難波家への御礼物について
- (五) 御免状の詳細について

近世の蹴鞠の門弟制度に関する先学の諸研究がいくつか存するが、右掲の当該条の記録は、それらの先行研究において明らかにされている事項に適合する点も多く、近世期の蹴鞠の門弟制度を窺い知る貴重な記録であると言える。また、東丸神社所蔵の東羽倉家文書の中には、この日記の記述に符合する蹴鞠の御免状や案内状そのものも遺されている。本稿では、この当該条の日記の記述と蹴鞠に関する諸史料との関係について若干の検証

(一) 蹴鞠の入門についての飛鳥井家、難波家への御礼

日記の七月四日条の冒頭には、まず信名の蹴鞠入門について七月四日に諸手続が済んだため、師範家（家元）である飛鳥井家、難波家へ取次役の松本為胤とともに御礼に伺公したことが記載されている。

蹴鞠は、平安末期から鎌倉初期までは鞠場の整備や競技法の規約も練習法なども整わず、専門化以前の段階であったが、鎌倉前期頃からこれらが整備が進み、專業化するに伴つて一般芸道と同じように芸道化していく。鞠技に秀でていた藤原頼輔（師実の孫）の孫宗長と雅経がそれぞれ蹴鞠道を継承して難波流、飛鳥井流の二派を生じ（藤原為家の門流も御子左家と称して別派を立てたが、後に衰退）、鎌倉時代は難波家の全盛期であり、飛鳥井家は室町時代以後に台頭し、宗主権が名実ともにこの両家に限られたのは江戸時代のことであつた。

また、蹴鞠は、平安末期から中世、近世にかけて文芸、音曲等の学芸と並んで公家、武家の教養としてかなり重要なものとされていていた為、諸大名以下、農民に至るまで飛鳥井、難波両家より蹴鞠の免許を受けていた記録が種々遺されている。蹴鞠道の免許は、本来は競技ルールや、技の教授と装束及び道具の使用許可を認めるものであったが、時代が下るにつれて技の伝授よりも装束の免許が主となり、飛鳥井、難波両家はこの免許権を独占することによつて家元の地位を保つていた。

蹴鞠の入門ないし昇進の願出は、宮家や堂上以外は全て両家が指名した当該地域の鞠取次を通すことになつており⁽²⁾。日記の記述によれば中社補宣（八月より下社補宣に補任）の松本為胤がこの取次役に任せられていたと思われる。

（一）松本為絢の「四本掛け」の伝授願の御札

信名の入門と時を同じくしたため一緒に御札を勤めた件として、松本為絢（後に為寛と称す）が「四本掛け」の御願を行なつていたことが記されている。

「四本掛け」とは、蹴鞠を行なう庭（鞠場）に三間（五・四六米）ないし四間（七・二八米）をへだてて相対して立てた四本の木のことを指し、根のまま植えたり、根を切つて埋め立てて用いられた。当初はこの四方の木に鞠を当てるなどの技の一環として使用されていたが、近世に入ると競技の必要よりも鞠場の格を表すものとして用いられるようになつていった。使用される木は、一般的に柳、桜、松、楓（鸕冠木）の四種が式木（正式の木）で梅がこれに準じ、そのほかは雜木と呼ばれ、榎、棣、梨、柿、櫻、檀、楮などであった。

東丸神社所蔵の蹴鞠関連の諸史料の中に、此の度の信名の蹴鞠入門の案内状を收めていたと思われる包紙（D-1-2-1-6（六〇-1-1-2））があり、これに日記とほぼ同じ内容の覚書が書き付けられている。その文中に「日本懸りノ植物、楓松桜柳也」との記述があり、「四本掛け」には楓、松、桜、柳の四種の木を用いることを伝授されたようである。なお、右史料には木の種類しか記されていないが、飛鳥井流においては、南庭の鞠場では桜を艮（東北）、柳を巽（東南）、楓を坤（西南）、松を乾（西北）の角に植えるのが正式とされていた。

蹴鞠の伝授に際しては、最初は基本ルールの指導から行なわれ、まず八境図、両分図、対縞図という三つの図面が示され、次いで葛袴や沓などの装束の免状が出されていたようである⁽³⁾。為絢の入門が何時のことであつたのか現時点では不明であるものの、享保八年以前には既に入門済みであったものと考えられる。

（二）発行された御免状及び案内状の日付が異なる理由について

次に、信名の蹴鞠入門は享保八年七月のことであつたが、実はそれ以前に入門の手続きが取られていたことと、それが今まで延引された理由についての説明が記されている。日記の記述によれば、蹴鞠の入門については、そもそも正徳五年（一七一五）に案内状を出してもらい、手続きを進めていたが、格が低い並の扱いであることや御札物も地下並みに要求されることに納得が行かず今まで引き延ばしていたのであつた。それが今回、取次が小栗栖雅楽頭から松本為胤に代わり、非藏人ならびに当所社職の格に改善してもらえた運びとなり、改めて松本丹波守（為胤）宛で案内状を取り直して御免状を発行してもらつた。但し、発行の年月については從前通り正徳五年分として処理されている、とのことであつた。蹴鞠の色目は蹴鞠界での格付けを示すものであり、発給者側だけではなく、発給される側の者にとっても、自己の格付けがどこに位するのかは最大の関心事であつた。このことは信名においても例外ではなく、まして日頃より格やしきたり等に関して拘りを見せる信名であるから、格下に扱われるることは承服し難いことであつたと思われる。

また、案内状は飛鳥井、難波両家より出されたが、御免状は飛鳥井家からのみ出されたことが日記に記されている。この日記の記載の通りに、「享保八卯ノ年七月一日 蹴鞠門弟之案内状 正預河内守 信名」と表書された

包紙（D-二一-三五（六〇一一五））および前掲の覚書が記載された包紙

④と、最初に出された正徳五年十一月一日付の小栗栖雅楽頭宛の飛鳥井家からの案内状（飛鳥井家の雑掌市岡監物永頃、本多左京季茂⑤による署名花押、D-二一-一六（一九三一一一二））と難波家からの案内状（難波家の雑掌棚橋織部応朝、河村伊織孝応の署名花押、D-二一-一五（一九二三一一一））、その後改めて出してもらった同日付の松本丹波守宛の飛鳥井家からの案内状（D-二一-一八（一九三一一一一））と難波家からの案内状（D-二一-一七（一九三一一一一））、および同日付の羽倉河内守宛の御免状（飛鳥井雅香署名花押、D-二一-一九（一九三一四一一））が東丸神社所蔵の史料群の中に収められている。

蹴鞠の色目の免許に関して、堂上ならびに京都の門弟については飛鳥井、難波両家で申し合わせた上で免状を出す慣例となっていたが、そのほかの武家や大坂、江戸の門弟に対する諸免許等については飛鳥井家と難波家の権限に差があり、これを不服とする訴えが難波家側から出され、飛鳥井雅香、難波宗建の代を中心に數度争論が生じている⑥。信名が免許を受けた享保八年はその過渡期にあたる。なお、江戸時代初期の慶長頃までは、八境図などの図面や「蹴鞠条々」などの伝書は常に書下年号であつて、他の装束などの免状には年付けがないのが慣例であったが、寛永十年（一六三三）頃に起こった飛鳥井、冷泉両家の道家の地位をめぐる争いを契機として、装束等の免状についても年付けがなされたこととなつた⑦。

（四）飛鳥井家、難波家への御礼物について

蹴鞠の免許を受けるとこれに対する謝礼の金品（御礼物）を飛鳥井、難波両家に納めることになつており、身分や免許の階級に応じて謝礼の額が定められていた。この謝礼が両家の主たる収入源であつたため、前述の如

き免許権をめぐる争論がしばしば起つことになったのである。

信名の入門に際しては、飛鳥井、難波両家に延紙十束ずつ、両家の雑掌に白銀一両ずつを納めたことが日記に記載されている。また、一緒に御札を勤めた松本為胤の「四本掛り」伝授の謝礼は、三本入りずつの扇子と雑掌への白銀一両を納めたとの記述が、前掲包紙の覚書中に存している。

（五）御免状の詳細について

今回信名が免許を受けたのは、「絹戻子上井糸紐、絵袴、鷗脣錦革」の三種であつた。前掲の飛鳥井家からの案内状（寸法一九・七×五三・六 糸紐）は、

絹戻子
井糸紐

浅黄葛袴

錦革

羽倉河内守殿

蹴鞠御門弟御願之被致披露候處、右之通御免之御事候條、宣御伝達可有之候、尤珍重之儀存候、御免狀者重而可被遣候、以上

正徳五年十一月一日

市岡監物永頃（花押）

本多左京季為（花押）

松本丹波殿

と認められており、他方の難波家の案内状（寸法一九・七×五三・二 糸紐）は、

絹戻子上

浅黄葛袴

錦革

羽倉河内守殿

右願之通被披露候處、別条無之候間受用可有之由候、此旨御達可被成候也

正德五年十一月一日

難波家

棚橋織部応朝
(花押)

松本丹波殿

と認められている。この書式は小栗栖雅楽頭宛の両案内状や後述する羽倉吉宗の免許状、文面が免許を受けた際の案内状などとも同様であり、定型の書式、文面

付章が免状をもつた隠の第十四番とおして、同様である。足利の書式、又而て法四二・五×五八・三(纏)であつたものと思われる。飛鳥井雅香による御免状(大高檀紙(堅紙)、寸法四二・五×五八・三(纏))は、

蹴鞠為門弟、絹戾上并糸紐、淺黃葛袴、鴨脣錦革之事免之候、可有看用者也、仍狀如件、

正德五年十一月一日

雅（花押）

外二御肴料金壹両添

と認められており、御免状についても装束の色目以外の文言に関しては他の御免状と同様であり、定型の文句であつたようである^⑯。

右の史料は文政八年に改正されたものであり、正徳五年ないし享保八年時点の序列や謝礼とは合致しない点も存するかもしれないが、その大枠は

この信名が免許を受けた装束の色目は、地下が入門する時の色目に比べて五、六段上の格であり、免状の形式についても地下より上の堅状（地下は折状）で出されたことが日記に記載されている。

蹴鞠の色目が蹴鞠界の格付けを示すものであつた

この色目について文政八年（一八二五）改正の「鞆道色目次第并御札式大略（大名旗本法中并町家百姓）写」には、色目免許と謝札について以下のように定められていた。^⑨

一、御目見以下、町家百姓

一、御入門 絹戻上 糸紐 白葛袴 藍白地革

御両家御礼金壹両貳分

一、淺黃葛袴 同右

享保十年の日記（三月九日条）^⑩において、正月十日に色目が昇進して有紋沓の免許を受け、その御礼に銀要の平骨扇子三本ずつと延紙五束ずつ、及び雑掌へ白銀五匁を納めたことが記されている。しかし、この時の御免状類は、現在東丸神社の史料群の中には遺されていない。

一、	一、	一、	一、	一、
葫木下農	有紋紫革	紫絲紐	柿葛綺	一、
紅裏袴				

前不丁後不壬
金三同
金武兩式分

一、桔梗袴 紋紗上 禁色八紫 紅桃色 同右
二、紫下濃 同右

右の史料は文政八年に改正されたものであり、正徳五年ないし享保八年時点の序列や謝礼とは合致しない点も存するかもしれないが、その大枠はほぼ同じであつたと考えられ、これを参考に見ていくならば、信名が免許を受けた「絹戻子上糸紐、絵袴、鴨脛錦革」は、入門の「絹戻上糸紐、白葛袴、藍白地革」よりも格が上であつたことが分かる。

その後、日記には記載がないが、同年九月十一日付の柿葛袴着用を免許する飛鳥井、難波両家の案内状（D-二二一八（二九三三一一）、D-三一二七（二九三三一一）、飛鳥井雅香の御免状（包紙とも、D-二二九（三二七二））が存しております、信名の色目が昇進している。さらに、享保十年の日記（三月九日条）^⑩において、正月十日に色目が昇進して有紋沓の免許を受け、その御札に銀要の平骨扇子三本ずつと延紙五束ずつ、及び雜掌へ白銀五匁を納めたことが記されている。しかし、この時の御免状類は、現在東丸神社の史料群の中には遺されていない。

二、他の羽倉家の蹴鞠入門者とその関連史料

信名の蹴鞠入門に先んじて松本為絢が入門済であった事は前述したが、羽倉家でも信名の男信章、養子の信郷も蹴鞠の門弟となっていたことを示す御免状類が東丸神社所蔵の史料群の中に存する。年代順に紹介していくと、まず信章が、享保八年五月六日付の「絹戻上并糸紐、白葛袴、錦革」の着用を許可する飛鳥井、難波両家の案内状（D-三-二-一（二九-三-一四-一）^④、D-三-二-二-一（二九-三-一四-一）^④）を受けており、引き続き翌年九月正月四日付で難波家からの柿葛袴の着用免許についての案内状を出してもらっているが、これについては飛鳥家の案内状や御免状は存せず、これらは失われてしまつたようである。

信郷は、宝暦四年（一七五四）十二月二十一日付で「絹戻上、浅黄葛袴、錦革」（難波家案内状D-三-二-三-三（一九-三-一六）、翌五年正月四日付で「柿葛袴」（難波家案内状D-三-二-三-五（一九-三-一七）、飛鳥井家御免状D-一-二-四（六〇-一-一）、六年正月四日付で「紫糸紐」（飛鳥井家御免状D-一-二-三-六（六〇-一-一五）、八年正月四日付で「葛袴紅裏」（難波家案内状D-一-二-一-四-一（二九-三-一八）、飛鳥井家御免状D-一-二-二-八（六〇-一-四）及び目録（D-一-三-二-三-九（六〇-一-一八）、D-一-三-一-四-〇（六〇-一-三-〇）、十年正月四日付で「布羅上」（難波家案内状D-一-二-一-四-三（二〇-一-三-九）の着用が許可されている。しかし、右のうち飛鳥井、難波両家の案内状と飛鳥井家の御免状が全て揃いで残っているものではなく、難波家の案内状のみが、飛鳥井家御免状のみしか残されていないものもある^⑤。また、案内状の宛名は取次の名である筈だが、当時の取次役と思しき鴨脚播磨宛の案内状もあれば、免許を受ける信郷本人（羽倉摂津守）宛で出さ

註

① 蹴鞠の家元としての権限をめぐる争論に関しては、渡辺融「蹴鞠の展開

についての一考察—江戸時代の争論を中心として、蹴鞠における家元制について—』（東京大学教養学部 体育学紀要）三、一九六六年、参照。

蹴鞠の概要などに関しては、特にことわりのない限り、渡辺融・桑山浩然『蹴鞠の研究—公家鞠の成立—』東京大学出版会、一九九四年、桑山

浩然『蹴鞠技術変遷の研究』（平成二年度科学的研究費成果報告書）、一九九二年、西山松之助『家元の研究』（著作集第二）吉川弘文館、一九八二年、鈴木敬三編『有職故実大辞典』吉川弘文館、一九九六年等の諸研究に拠るものである。

② 渡辺融「近世蹴鞠道飛鳥井家の一年」『放送大学研究年報』一七、一九九九年、七八頁。ちなみに右論文では、「文化十年鞠道諸願留」の記録をもとに、文化十年の願人の分布が全国で五町（京、大阪、江戸、伏見、長崎）、一十一ヶ国に及び、免許件数は約五七〇、願人數は三〇人。

③ 取次は五〇人に達していたことが示されている。
桑山浩然『飛鳥井家伝来蹴鞠道文書の研究』皆川完一編『古代中世史料学研究』下、吉川弘文館、一九九八年、五五〇頁

④ この包紙に「蹴鞠門弟之案内状四通」とあるのは、後掲の小栗栖雅楽頭宛の飛鳥井、難波両家からの二通と松本丹波宛の同両家からの二通のこ

れた案内状も存する。これら案内状と御免状が揃っていない件については、単に史料が佚失してしまったとも考えられるが、案内状の宛名の件などをも考え合わせるならば、宝暦の頃には免許発給の制度が改められた可能性も考えられる。本節で掲げた諸史料の詳細については、当該時期の日記の記述とも照合しながら今後検証していくことが求められる。

とであろう。小栗栖雅樂頭宛の案内状には「羽倉民部殿」とあり、松本丹波宛の案内状では「羽倉河内守」と任官名が異なっている件についても、取次が変わったことに伴つて現在の官名で記されている旨の説明が包紙に書付られている。

なお、飛鳥井家および難波家の雑掌の名は日記中にも登場している。

⑥ 前掲、渡辺融「蹴鞠の展開についての一考察」参照

⑦ 前掲、桑山浩然「飛鳥井家伝来蹴鞠道文書の研究」五五二頁

⑧ 但し、飛鳥井雅香以外の代に出来られた御免状の書式には若干の異同が存在するので、代ごとに定式が設けられていたのである。同じく後述する宝暦年間の羽倉信郷の案内条及び御免状の書式は、信名、信章らの享保年間の書式とは異なつており、これは宝暦年間には飛鳥井雅香の男雅重が当主となつて御免状を出していたと思われる。

⑨ 中西貞三『蹴鞠抄』一九六四年（私家版）、一一二頁以下に翻刻あり。

原本は宮内庁書陵部所蔵。

⑩ 『荷田春満門人一覽稿 宝永四年荷田春満日次記 享保十年羽倉信名日記』（平成二十年度國學院大學特別推進研究「近世における前期国学の総合的研究」成果報告書）、國學院大學、一二〇〇九年、三六頁

⑪ 「の案内状二通の包紙（D-1-1-14（六〇一-1-16））に、御札として活け舟に入れた四年物の鯉一領すつと、雑掌に白銀一両ずつを納めたことが記載されていると共に、「松本筑後為絢も一度ニ相済也」とあり、為絢の入門はこの頃かもしれない。

⑫ この他、宝暦六年十一月の日付がある包紙（D-1-1-37（六〇一-1-17））によれば、「四色着用」を許可する難波家の案内状が存したようである。

⑬ 免状類の他に、蹴鞠指南の伝授書が一点ほど存する。まず一点は「蹴鞠之書」との外題が与えられた一冊（D-1-3-1-14（一一四九））で、その内容は飛鳥井雅俊著「蹴鞠十二箇条肝心抄」（延徳二年に赤松兵部少輔に伝授されたもの）、「蹴鞠要法十七ヶ条」（下郎派の秘伝書とされる、但し本史料は部分、飛鳥井雅親（采雅）著「蹴鞠条々」（左大弁宰相に伝

授されたか）を後に合写したものと思われる。これらの書は、元々は特定の門弟に対しても個別に伝授した秘伝書であり、それが後に内々で転写され羽倉家にも渡ってきたものと考えられる（なお、この一冊には一部乱丁が存する）。「蹴鞠条々」については国立国会図書館などにも写本が数本所蔵されており、これら諸本と見比べてみると内容に若干の出入りが存する。おそらく伝授する相手に応じて項目を選別していたのである。もう一点は「蹴鞠稽古和歌」との外題が与えられた一冊（D-1-3-1-31（一一七〇））で、蹴鞠の競技ルールなどについて和歌の形式で説明したものである。末尾に山本藤吾なる人物の名が記されているが、この書の筆者であるのか書写した者であるのかは不明である。

稻荷村における百姓の存在形態

榎本 博

はじめに

本史料 十二月二十九日・晦日条は、稻荷山内で発見された縊首遺体に関する記事である。まず、事実の確認のため、遺体処理の経過について以下の通りまとめておく。

十二月二十九日条

①朝、下番人の新兵衛が、稻荷山天王塚の松原に四十六、七歳の男性の首つり遺体を発見。月番羽倉伯耆守に報告する。

②月番羽倉伯耆守（カ）は庄屋友之助・年寄惣兵衛・市左衛門をして届け出た。

③午の刻（正午）過ぎに検使として京都町奉行西役所より乾彦平様一人、下雜色の沢与右衛門、物書一人がやってきた。村方庄屋たちも検使に立合つた。

④役人たちは遺体の取調べ後、庄屋友之介・年寄惣兵衛・市左衛門と、死体を見付けた新兵衛、茶屋たちを呼び出し、遺体の身元について取調べをした。

⑤村人たちは遺体について関知しないと申し、証文に印形した。

⑥社中よりは安田安芸守・大西近江守・羽倉伯耆守・愛染寺立山が出来、本願所で取調べを受けた。月番羽倉伯耆守のみは証文に印形した。

⑦役人たちは、遺体はそのままに置き、さらし場等も見分し帰った。尉右衛門は帰路の役人たちに付添い、京都へ上った。

⑧尉右衛門は京都町奉行で以下の通り命じられた。

（二）遺体は例の通りさらし場へ出し、今晚から明日晦日までさらしておくること。

（一）明日中に身元が分からなければ、夜に埋葬すること。

（三）平時は遺体をさらすのは三日と決まっているが、三日目は元旦に当るので用捨するため晦日に埋葬し、さらすのは一日でよい。

⑨真夜中に遺体を京と伏見の境にあるさらし場に出す。番人は山ノ八兵衛、その外に雇いの悲田寺一人、出作百姓二人。昼は百姓一人で勤めた。

十二月晦日条

⑩遺体の身元が判明し、尋ねて來た者一人いた。その旨を月番羽倉伯耆守へ報告した。

⑪庄屋友之介・年寄惣兵衛が京都町奉行所へ報告に出向く。遺体の身元である町内の町人も奉行所へ出向く。

⑫奉行所で、身元が判明した場合は証文を取りかわして済ませよと命じられたので、証文を取りかわして死人を引渡した。

⑬夜、（月番日代）以上の報告をした。

以上の経緯から、稻荷社領における遺体処理に、二つの特徴が見出せる。第一に、遺体処理には社中の社家・社僧、あるいは遺体発見者の下番人が直接関与するのではなく、稻荷村の百姓がその実務にあたつていることである。これは、本史料十二月二十九日条に、「死人之吟味之場へ社中ハ不出合先例也、惣而捨身者之義は如此庄屋・年寄ともより御

届申来ル也、証文等も庄や・年寄とも計也」とあるように、社領で発見される遺体の「吟味」、町奉行所への「御届」、「証文等」の取り交し

は、庄屋・年寄が行なうこと、「先例」となっていた。ただし、本事例

では理由は定かではないが、月番の羽倉伯耆守のみが証文に印形する」となっている。いずれにせよ、庄屋・年寄をはじめとする稻荷村の百姓は、稻荷社領のなかで一定の役割を担っていたといえる。第二に、遺体の晒し場が「京伏見之領境」にあつたことである。「京」とは、京都町奉行を、「伏見」とは伏見奉行を指している。この両奉行所の支配領域の境に稻荷社領で発見された遺体を晒すことは、稻荷社領（稻荷村）が幕府の上方支配機構の境界にあるという地理的な特徴を示しているといえよう。

筆者は、近世における稻荷社を考察するためには、稻荷社の経済的基盤である稻荷村が如何にあつたのかを解明しなければならないと考える。なぜなら、この遺体処理の事例に限らず、稻荷社の日記中にみられる様々な事象の多くが、稻荷村に居住する百姓の動向や稻荷村の幕府支配の問題によつて、特徴づけられているからである。

稻荷村は、村高は五六〇石八斗九升三合五匁五才で、知行の内訳は、玉虫左兵衛代官所（幕領）一八石九斗六升八合、稻荷社領百六石八斗九升六合五才、北小路御局明知七七石、東福寺領百九〇石、南禅寺領一三四石九斗五升五合五匁、清和院領四一石七升四合であつた。村の特徴として、①村内に稻荷大社及び稻荷山があること、②京と伏見を結ぶ伏見街道が南北を縦断していることを指摘しておきたい。本稿では、この二つの特徴に留意して、稻荷村の百姓の存在形態について粗描してみたい。なお、本報告書に掲載された享保八年「家記」（東丸神社所蔵東羽倉家文書（以下、東羽倉家文書とする）B一一一五一（九三八）」を「日記」と略記する。

一、稻荷社・稻荷山と稻荷村の百姓

享保九年八月、稻荷村の小百姓と本百姓の間で村方歩役人足の負担をめぐる争論に、京都町奉行本多筑後守・河野豊前守の裁許が下つた。その裁許状「城州紀伊郡稻荷村小百姓と本百姓共使役双論裁許之書付」〔稻荷神社史料 五〕五一五貢〔〕には、次のような記述がある。

相手方本百姓の申分によれば、稻荷村には、本百姓二一人、小百姓二二人があり、この内九人が「高持」、一二人が「無高」の者であつた。稻荷村では、「高持」「無高」に関わらず、山札を所持するものは、稻荷山の落葉採取権が与えられる代りに、稻荷山入用人足を勤めることになつていて、山札をもつ者は、「村法ニ而稻荷住人百姓之仲ケ間」に入れ「稻荷領百姓」と呼び、山札を持たないものは「高持」であつても「入人」と呼んだ。

さらに裁許書付には「向後本百姓武拾壹人之内、神人四人、神役有之者五人、庄屋五人は除之、年寄七人ハ使役半役相務、山札請持候小百姓武拾武人、入人八人共使役順番可相務候」とある。本百姓の中には、稻荷社神事の雜務を執り行う神人や神役、稻荷村の村政に携わる庄屋や年寄役を務める者がいたことがわかる。

この史料から、稻荷村の百姓は五一人おり、耕地所有に関わらず、山札を所持する本百姓と小百姓、所持しない入人という区分されていることが明らかになる。また、本百姓は、稻荷社の神事に関与できたり、あるいは稻荷村の村政に関われる百姓であった。反対に、小百姓は、本百

姓と同じ「稻荷領百姓」であつても、神人や庄屋・年寄になることはできなかつたといえよう。天明八年の史料によれば、庄屋役は稻荷社より一石一斗の給米を下付されるなど経済的特権が与えられていたことも知られる〔『稻荷神社史料五』四八三頁〕。

本百姓・小百姓が所持した山札の存在が確認できる史料は、管見の限り、寛文十年二月十九日「稻荷山盜人見付來ル者ニ褒美之事」〔東羽倉家文書C—三—四—六（一五八〇）〕の「一、落葉 但札之外之者かき取候ハ、鳥目五十疋」が初見である。「日記」六月二十四日条には、「小百姓共申分ハ板倉内膳殿之時分 村中之札四拾五人之者もらい候との申分也」、板倉内膳正重矩の京都所司代就任期間（寛文八年五月十六日から同十年一月）に下付されたとあり、時期が一致する。また、元禄十六年十月「山内法度書」〔東羽倉家文書C—三—四—一四（一六七三）〕には、「一、当山生木下刈等は勿論、枯木壱本ニ而も折取候は為過錢鳥目壱貢目歟、山札卅日停止歟、可為両品之内事」とあり、「日記」同日条の「元禄年中山内之法度山札等之義相改申付」に対応するものとみえる。稻荷山は、原則として幕府に献上物を差上げる「御公山」〔宇野弥四郎文書五—二〕であり、京都所司代の「禁制」により「諸木採用同堀取事」「下刈井木葉かき取事」「牛馬放飼事」が禁じられていた〔東羽倉家文書C—三—一—一一（一五七三—一）〕。山札は、京都所司代の「禁制」でも禁じられた落葉採取権を、稻荷社が許可した証であり、これを所持することで「稻荷領百姓」たちは稻荷山の豊かな自然の恩恵を受けることができた。彼らにとって、山札は一種の財産であり、幕末になると山札を質物にして金子を借用する例がみられる〔宇野弥四郎文書五—一九ほか〕。

一方、山札を持たない他村の百姓や入人たちが「山内江入込槁枝壱本

二而も折取、落葉かき取」と、捕えられ稻荷村の西光寺前に晒されることになっていた。「日記」十一月十四日条では、深草村の山荒人が山役に捕えられている。管見の限り、寛文九年十二月には、隣村の百姓が稻荷山を荒らすことが問題になつており、幕府が「隣郷之庄屋・年寄等迄被 召出、若山荒し申もの於有之は急度曲事ニ被 仰付」、隣村東福寺村、泉涌寺村、西之山庄屋、深草村庄屋は連判証文を提出している〔東羽倉家文書C—三—四—二（一六〇一—八）・C—三—四—四（三二五〇—四）〕。ただし、「稻荷領百姓」も自由に入山をしてよい訳ではなく、様々な決まりを守ることで、落葉採取が認められた。例えば、明和二年十月「一札之事」〔東羽倉家文書C—三—三—六五（二七一二）〕には、「山内江立入不届仕候ものを見遁ニ仕、後日ニ相顯候は山札御取上ヶ可被成候」とあり、山荒人を見逃したことによつて山札が取上げになることもあつた。

稻荷社は稻荷山を管理するため、本百姓のなかから山役人を設け、山人の初見は正徳二年七月の尾崎喜六である。安政六年の史料では、稻荷社より山役人へ役料が下付されていたことも知られる〔『稻荷神社史料五』四八〇頁〕。なお、「日記」当時の山役人は西村尉右衛門と尾崎友之助である。ともに稻荷社領の本百姓で庄屋役を兼帶していた。

また、「稻荷領百姓」は山札の給付の代りに「稻荷山入用人足」を勤めなければならなかつた。「稻荷山入用人足」とは、稻荷山から幕府へ献上される松茸の採取や持運び人足〔「日記」九月二十二日条ほか〕、二条城の飾り松の持運び人足〔「日記」十二月二十五日条〕のことであつたこと考えられる。享保三年、百姓六兵衛より山役人へ宛てられた請書には「山札被下置候ニ付毎月晦日又は御巡見等御座候節御社廻り掃除」

を勤めるとあり、社領周辺の掃除役も勤めたことがわかる「東羽倉家文書C—二—四—一八(二六七九—一)」。

二、門前町と稻荷村の百姓

享保九年の裁許書付によれば、稻荷村の百姓は、「高持」「無高」に関わらず、階層づけられていた。では、耕作することなしに稻荷村の百姓はいかなる生業を営んでいたのか。

この点に関しては、伏見街道が深く関わっていた。村内のうち伏見街道沿いは早くから町場化が進み、北から稻荷木橋町、稻荷中之町、稻荷御前町の三つの門前町として機能した。門前三町には、町の運営を執り行う年寄が置かれた。「日記」十一月二十一日条によれば、御前町の年寄は庄屋・山役兼帶の尾崎友之助であった。管見の限り、門前町の経営実態について、詳しく分かる史料はほとんどないが、稻荷社参詣人のための土産物屋や料理屋などが軒を並べていたようであり、「無高」の百姓はこうした生業を営んでいたと考えられる。

「」の稻荷門前町について、「日記」十一月十四日条に興味深い記事がある。宗門改帳を町奉行所へ提出した際、奉行所証文方の西尾甚右衛門より宗門帳に記載される稻荷社領の百姓の数が少ないため「社領百姓」帳面に載せないかと尋ねがあった。社中からは帳面に「境内之百姓」と書き記した分が全て「社領百姓」であると返答した。しかし、余程少なかつたためであろうか、これだけなのかと再度尋ねられたので、社領の百姓のうち門前町に居住するものが多くおり、この百姓については門前町より伏見奉行所へ宗門帳を差出しているため、稻荷社では宗門改の書付を取っていない、と回答している。

注目すべきは、稻荷村内では、この三町だけが町場で、行政的には集落から分離され、伏見奉行支配地となっていたことである。稻荷門前町は伏見奉行支配の最北端にある。一方、稻荷社領の稻荷村は、「諸寺社遷宮・法事・入院等警固罷出候」「洛外江惣而御触状出候節寺社方并在々江相触申候」「上雜色勤方」「京都御役所向大概覚書」等の規定によれば、雑色松尾左兵衛が支配していた。稻荷村は二つの幕府支配機構の支配されていたのである。

稻荷村の百姓に焦点を当てれば、その多くは門前町に居住していたようである。一方の「境内之百姓」は、天保期には「殊更他所迄も厳敷被仰渡御座候義故別而御境内義ハ深相憐可申」などのように「御境内百姓中」で落葉搖きや博奕の停止などについて請書を作成している(『稻荷神社史料』五五一頁)。

おわりに

以上、稻荷村の百姓を、稻荷社・稻荷山との関係と稻荷村内の空間から位置付け、その存在形態について粗描した。簡単ではあるが、検討したことをまとめておきたい。

稻荷村の百姓は、山札をもち「稻荷領百姓」と山札を持たない入人に大別され、その内「稻荷領百姓」は、神人や村役人などの役職に就任できる本百姓と、それに就任できない小百姓に大別される。つまり、百姓たちが稻荷社・稻荷山と如何に関わるかによって、稻荷村内で彼らの階層が決まったのである。稻荷社・稻荷山との関係の度合いを不等号で示すと「本百姓▽小百姓▽入人」となる。

また、稻荷村は街道沿いが門前町として伏見奉行の支配を、稻荷社領

にあたる境内地は京都町奉行所（雜色松尾左兵衛）の支配を受けていた。

それぞれの支配機構が百姓の人別改めを実施しているため、同じ稻荷村百姓であつても、別々に支配されていた。生活様式を単純に二分できな
いが、どちらかといえば、街道沿いに居住し伏見奉行に人別把握された百姓は都市的・町的な生業・生活を営み、どちらかといえば、境内の居住し京都町奉行所に把握された百姓は農業・耕作主体の生業・生活を営んでいたのではないだろうか。

このように、ひとくちに稻荷村の百姓といつても、社会的諸関係によ
つて多様な存在形態があつた。こうした稻荷村百姓が、遺体処理に関わ
っている「茶屋」「出作百姓」社家、社中などどのように関わっていくの
か、については課題にしたい。

最後に、本稿で冒頭に取上げた遺体処理についてのその後の経緯につ
いて触れておきたい。

翌享保九年「家録」〔東羽倉家文書B一一五三（九三九）〕正月四
日条に「今日旧冬首くゝりのもの相渡し候為届御奉行所へ尉右衛門遣之、
友之助差合有之故尉右衛門を頼遣也、扱方内左兵衛、下雜色方へも礼物
遣之」とある。礼物として上雜色松尾左兵衛には鳥目毫貫文、檢使にあ
たつた下雜色沢与右衛門には五百文を遣わしている。享保八年の遺体処
理一件は翌年正月四日に至り、ようやく事済となつたのである。

ところで、この後も稻荷山では度々「変死人」が発見されている。年
未詳「口上之覚」〔東羽倉家文書C一一四一四五（三五三四一八）〕
では、変死人の発見に関して、なぜ社家が届け出るのではなく、社領庄
屋と年寄が訴えるのかと（おそらく京都町奉行所より）詰問を受け、次
のように回答している。「当社山内并境内ニ而是迄変死人有之候節は、
社領庄屋・年寄共より御訴申上候儀は、元來社司共儀は平ハ社頭神用勤

仕、其上徒 御所表不時之御祈禱被為 仰付候儀ニ御座候故、且社司
共一統 禁裏 仙洞非藏人兼帶仕罷在候儀ニ御座候得は、右躰変死人
之場所携り候儀相憚罷在候儀ニ御座候、尤境内一円社領ニ而山裾ニ
御朱印高之田地所々御座候ニ付、右躰変死人有之節ハ是迄仕来之例ニま
かせ、此度も社領庄屋・年寄共より御訴申上候儀ニ御座候」、すなわち、
社家は平時には「社頭神用」「御所表不時之御祈禱」を勤め、且つ「禁
裏 仙洞非藏人」を兼帶しているため、変死人に携わるのを憚つている
のだという。不淨に觸れることができない社家に代わり、「日記」の遺
体処理にみたように、百姓だけでなく、下番人、茶屋、悲田院など様々
な人々が稻荷社の運営を支えていたのである。

注

ⁱ 大阪市立大学学術情報総合センター公開データベースを利用。

平成二十一年度國學院大學特別推進研究
「近世における前期国学の史的研究」成果報告書

荷田春満 和書真偽考
享保八年 羽倉信名日記

平成二十二年（二〇一〇）三月十日発行
研究代表者 根岸茂夫（國學院大學文学部教授）
発行 国學院大學文学部
〒一五〇八四四〇

印 刷 株式会社 東プレ
東京都渋谷区東四丁目十番二十八号